

第十五回 参議院大蔵委員会會議録第十四号

(二四三)

昭和二十七年十二月二十二日(月曜日)
午前十時五十九分開会

委員の異動

十二月二十二日委員三輪貞治君辭任につき、その補欠として菊川孝夫君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 中川 以良君
理事 大矢半次郎君
伊藤 保平君
菊川 孝夫君
木内 四郎君

委員

岡崎 眞一君
黒田 英雄君
西川 甚五郎君
平沼 彌太郎君
小林 政夫君
小宮 山常吉君
杉山 昌作君
野溝 勝君
松永 義雄君
菊田 七平君
堀木 謙三君
木村 福八郎君

政府委員

大蔵政務次官 愛知 揆一君
大蔵省主税局長 平田 敬一郎君
日本専売公社監理官 今泉 兼寛君
食糧庁長官 東畑 四郎君
事務局側
常任委員 木村 常次郎君
専門委員 常任委員 小田 正義君
大蔵省主税局長 泉 美之松君
食糧庁総務部主計課長 厚味 莊之助君

説明員
大蔵省主税局長 泉 美之松君
食糧庁総務部主計課長 厚味 莊之助君

本日の會議に付した事件

○理事の補欠選任の件

○小委員の補欠選任の件

○昭和二十八年分所得税の臨時特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中川以良君) それでは只今より委員會を開催いたします。

最初に理事補欠選挙の件並びに小委員の補欠選定の件をお諮りいたしたいと思ひます。去る十九日三輪委員が大蔵委員を辭任されましたので、本委員會の理事並びに請願及び陳情に関する小委員にそれら欠員が生じました。よつてこの際理事の補欠互選及び小委員の補欠選定を行いたいと思ひます。が、いづれも前例によりまして委員長の指名いたしますことに御一任を願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。それでは理事並びに請願及び陳情に関する小委員に菊川委員を御指名申し上げます。

○委員長(中川以良君) 本日は最初に昭和二十八年分所得税の臨時特例等に関する法律案を議題に供します。先ず御質疑をお願い申し上げます。御異議はありますか。

○菊川孝夫君 特に一点だけ最後にちよつと。第一条の第二項の八号ですが、今も課長にちよつと聞いてみたのですが、第二項の八号の、地方公共団体の職員が条例や又は法律によつてやうてゐる共済制度や退職金の負担の費用は控除されるということになつてゐるのですが、地方公共団体と類似した法人とか或いはその他の組合とかをさういふところで、この地方公共団体の職員の共済制度と類似した制度があつた場合に、それは適用除外になるわけですが、その点について今直ちにいろいろと複雑で法人についてもいろいろあるだらうと思ひますが、例えば交通営団であるとか国民金融公庫、こゝらに動めてゐるのは一体どうなるのか、一つこの点をちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(平田敬一郎君) 今回控除することにしたしました保険料は、一種の法律に基きます強制制のものでございまして、勿論これは国民健康保険が或る地域によつて住民の自由意思でございまして、きまれば強制的になるといふものもございしますが、まあ要するに法律に基きまして半ば強制的に支払うやうなもの、それをまあ中心に考えたわけでございます。従ひまして、お話のやうな点につきましてはいろいろ

る問題があるかと思ひますが、今後もう少し検討してみたいと思ひますけれども、今回の問題といたしましては、そのやうな問題までは及ぶのは如何であらうかと考えておる次第でございます。

○菊川孝夫君 そうすると将来法律によらずに、その会社なり或いはその他法人の内部規定におきまして、そこに採用された場合には当然その共済組合に入らなければならぬ、而も相当公務員並びに地方公共団体の共済制度と殆んど同じやうに完備されたものと認められるやうなもの、或る程度これは認めて行くやうにするのが私は正しい行き方じやないか、かやうに考えるのですが、その点については御検討をされるやうなのですが、將來こそまふやうなことをやうに検討される御意思は十分あるわけでございますか、その点について。

○政府委員(平田敬一郎君) 勿論検討してみたいと思ひますが、ただこの任意的なものを入れますと又却つて負担の不公平を来すやうな場合も出て来ますので、簡単に今ここで当然入れる方向で研究するやうなわけには申上げかねるのでございます。まあ成るべく一律に強制的な基準によつて、本人の自由意思にかかわらず頭から差引かれる、こゝろいふものはやはり所得の計算上控除したほうがいいのじやないか、まあこゝろいふ意味で今回控除することにした次第でございますので、お話のやうな点まで行きますのは一歩

拡張と申しますか、ということに相成るかと思ひます。従ひまして、さういふやうなことに行くか行かないか、慎重な検討を要するのではないかと御次第でございます。

○菊川孝夫君 これは例へば国有鉄道には国有鉄道の共済組合があるわけですが、ところがこれを見ながら、各私鉄におきましては殆んど国有鉄道の共済制度と同じやうなものを代表的な会社では皆持つてゐるわけですが、これもやはり強制加入になつてゐるのですが、こゝろいふ例から考えますと、やはりこれも一種の社会保険的な性格を十分持つてゐる、こゝろいふに思ひますが、十分これは御検討願ひたいと思ひます。まあ今回直ちにどういふことになりまして、その範囲等については非常にむづかしいと思ひます。

○委員長(中川以良君) 他に御質疑ございませんか。
○野溝勝君 それじや一つ御質問申し上げます。昭和二十八年の所得税の臨時特例に関する問題につきまして、二、三お伺ひいたしたいと思ひます。大体まあ減税を相当繰込んでゐる法律案でありますので原則的には大體了承できるのでございます。併しこの法律案の内容を検討してみますと、本改正法案中特に目立つてゐるのは、この源泉所得が非常にふえて来てゐる、こゝろのこと、まあ発表もされてゐますし、又この比較表を見てもさういふ点がよく見られるのです。例へば二十六年年度の

労者を通じますと、戦前に比しまして八三・四〇、去年は七五・六〇だつたと言つておられますが、この細かい統計の数字は非常に問題があるのでありますが、傾向はそれになつてゐると思ふ。そのことを私は申し上げたつもりであります。なぜ併しそれや一向よくならんかといふことは、まだ前の水準に戻つていないから、国民所得がふえたとやはり意欲を満たしたい、それにまだ金が足りない、こういうところがやはりよくないといふと感ずる一つの理由ではないかと、こういうふうにならば次第でございませう。

それから最近の状況ですが、これは計数だけちよつと比較して正確に申上げておきますが、昨年の九月に對しまして今年の九月でございませうが、これが消費者物価が二・三〇上つておられます。それに対して労働省で調べておきます毎月きまつて支給する給与でございませう。これが昨年の九月に對しまして一割七分五厘上つておられます。これはもう統計の数字でございませう。従つて物価が二・三〇上つておられるのに對しまして給与が一七・五〇上つておられますからそれだけ實質的にこの一年で相当給与がよくなつておるといふことは言ひ得ると思ふのであります。然らばなぜそんなことが実現可能であるかといふことをいろいろ分析してみるのが、結局生産を調べてみますと、今年になつてから消費財の生産が一・〇〇といひまして鉱工業の生産の総指数は一・〇一に九月の水準はふえておる。その中で一番ふえておられますのは消費財の生産指数であります。消費財は二割二分三厘増加しておる、昨年

の九月に對して今年の九月は。従いまして大体これでバランスがとれておるのじやないかと見ておるのであります。が、今年になりましてから、動乱後の好影響を一般の労働者が受けるに至つておるといふことはこれは確かに指摘し得るのじやないか、それからもう少し遡つて動乱前と比べたらどうかといふ御議論が出るかも知れませんがその数字をちよつと申上げますと、つまり昭和二十五年の六月を一・〇〇としまして、労働者の今の同じ数字を申上げますと、消費者物価が二割七分五厘、九月が上つておられます。消費者物価指数が動乱前直前の六月を一・〇〇としまして二割七分五厘の騰貴、それに対して今申上げた毎月きまつて支給する給与でございませう、これが四割七分八厘上つておられます。それで鉱工業生産が五割八分五厘上つておられます。こういう状況でございまして、朝鮮動乱直前と比べてもやはり給与のほうは總体的に上つて来ておるといふことは言ひ得ると思ひます。

なおその他いろいろな見方がありますけれども、私もいろいろ統計をとりましても昨年まではなかつた給与が追いついていなかったのが、今年になりましてから物価が横ばいで給与が上りましてそのためによくなつて来つたところといふことはこれはもう事實であらうと存じておられます。併し今後これがどうなるか、これは又いろいろ問題があるかと思ひますが最近までの状況はそういうになつておる次第でございませう。

○野澤勝君 それじやもう一点お伺ひいたしますが、この表で見ると現行は八万円以下の金額は百分の二〇といふのですが、そうすると今度の表において七万円から八万円の間の所得の人はえらい損をするわけなんです、これはどういふのでしやうな。

○政府委員(平田敏一郎君) これは税率のその部分だけを御覧になりますと、その二万円以下の部分に對しまして五下つておる。つまり今御指摘の部分の七万円から八万円の部分が五上つておるのですが、併しこれは順々に下から税率を所得を分けて適用して行きますのでその人の最初の二万円の部分は五下るのでございませう。従いまして税率から申しましても、全体を通じてみますと七万円と八万円のところがその中の二万円の部分に對してだけは五下るといふ結果になりまして、下からずつと順々に分けて適用して行きますので、税率の点から行きますとむしろ上げにはなつておられます。もう少しこれも細かく説明を要するかも知れませんが、例えば課税所得が八万円ありますと、八万円に對していきなりこの適用をするにあらざして、八万円のうちの最初の二万円の部分は一五、そのうちの七万円まで、つまり五万円の部分は二〇、その次の七万円から八万円の一万円に對して今度は二五と、こういうことになるわけでございますが、従いまして最初の二万円の部分は今までの二〇から一五に下つておられますから、やはり八万円のところの人も一万円の部分に對してだけは五下る、こういう結果になるわけでございます。

○小林政夫君 この提出された資料で、先ず国家公務員の給与ベースに関する調べという資料を出してもらひましたけれども、この公務員については二十五年の四月と比べますと二十七年

の十一月は約倍になつておる。ところが民間産業労働者については、それが一四九・九だ、約五割上げである。従つて労働者控除又は私の言う給与所得者控除を今度三万円から四万五千円にしたことは、民間産業労働者の給与の値上り率に丁度マッチしてゐるのだといふ意味の資料として、まあ資料の裏付のよきな意味で特に民間産業労働者のベース・アップの比率を書添えてお出しなつておるようでありませうが、下の注意を見ると、この調査方法の改正があつたので主計局において変えられたと云ふことが書いてあるわけでありませう。これはどういふ修正をされたのか、その点を伺ひたいと思ひます。

○説明員(泉美之松君) これは御承知かと思ひますが、毎勤の定期的給与の調べにつきまして二十五年の一月と二十七年の一月にそれ〴〵適用対象を違へましたので、例を挙げて申上げますと二十七年の一月に毎勤の数字が変更まして、旧指数によりますと一万二千二百二四といふ指数が出るのであります。新指数によりますと一万一千九百二四といふことになりまして、そのままだでは連結しないわけでありませう。そこでそれを連結するように直したといふだけでありまして、別段数字をいじくつたといふわけではないのであります。金額に相違がございましたのを統くようにしたといふだけでございます。

○小林政夫君 どうも私の資料を要求した意図を御承知で特に説明がつくやうに合されたやうな気がしてしやうがないのだけれども、この資料を見ると大体公務員のほうが一般産業労働者に比べてベースが低い低いといひながら、

實質上においてはもう二十七年十一月でそろつておるといふふることになつてゐるわけですね。

○政府委員(平田敏一郎君) 私からちよつと申上げておきますが、この基点をいつにとつたほうがいいのかという問題、これは非常に問題があるのじやないかと思ひます。それでここで一応二十三年の一月を元にした比較の数字と、それから税法に關係がありませうので二十五年四月を元にしてどうなるか、二つの数字を載せているわけでございますけれども、いずれにいたしましても二十三年の一月にそれじや均衡がとれてたかといふことになりませうと、これは非常に問題があるわけでございます。この資料だけからいへばどういふことを結論を下すのは如何であらうかと思ひます。まあ一つの参考資料にはなつておるけれども、これだけですべて御判断願ひませんようにそのことは特に私からお願ひいたしておきたい問題でございませう。一つの計算をお示ししているに過ぎないといふ前提で御覧頂きますようにお願いいたしたい。

○小林政夫君 そうすると、まあその点はその点として重ねて伺ひますが、公務員のほうは倍になつておる、民間のほうはこれは飽くまでも二十五年四月を基準としての話ですが、本年の十一月においては公務員のほうは二十五年四月のベースに比べると倍に上つておる、併し一般産業のほうは五割上げだ、それは結局公務員のほうが二十五年四月以前においてあまりにもベースが低過ぎている、二十五年四月までに急速に民間ベースに近づけるべく

こぎつけたと、こういうことにまあ表
自体からは読めるという事です。

○政府委員(平田敏一郎君) この表は
実は私どものところでお出しする表題
としては少しどうかと思うのですが、
私もこれは単純に二十三年一月を
一〇〇として幾らになつておるか、二
十五年四月を一〇〇として幾らになつ
ておるか、この数字をお示ししている
だけであつて、均衡云々の問題に
つきましては、これはよほどつと詳
細な検討を必要とするのではないかと
思います。

ただ税の上におきまして、一応三万円
の勤労控除を四万五千円に引き上げま
したのは、基本はやはり民間給与の水
準に置かなければなりませんので、そ
れがまあどの程度に上つていくか、つ
まり一つのファクターとして調べてお
るわけでありまして、その点に關する
限りこの表を御覧になるのはいいと思
います。それ以外につきましては、
給与ベースのいろいろの問題等につ
きましては、別途の相当な検討を必要
とするのではないかと。従つて重ねて申
上げますのは、この表であり簡単な
断定をお下しなさることは一つよくお
考えを願つておきたいと思つた次第で
ございます。

○小林政夫君 そうすると私のこの資
料を要求した意図は、結局勤労控除の
最高限度を三万円から四万五千円に引
上げることが妥当かどうかということ
を、もう一つの資料としてお願いをし
たわけでありまして、こういう資料に
よつた結果としての主税局長の御意見
を一つどうぞ。

○政府委員(平田敏一郎君) 今のお話
の点に關する限りにおきましては、私
どももこの表の二十五年四月を一〇〇

としました民間給与の騰貴率、これを参
考にするのが一番適當ではないかと考
えておるわけでございます。それが
勤労控除を上げるにつきては判断の
要素に入れました。一番大きなファク
ターであるということを重ねて申上げ
ておく次第であります。

○小林政夫君 それはこれ以上やると
議論になりますから、私のほうももう
少し研究してみます。

それからもう一点、衆議院の吉田委
員要求の資料で出されている所得税の
納税人員に關する調べの中で、給与所
得者、営業所得者、それから農業所得
者、その他の事業所得者、それからそ
の他の所得者、その他の所得者が四十
一万五千人ということに二十七年度に
おいてはなつておりますが、その他の
所得者は貸地、貸家等の不動産所得、
或いは公債社債の利子とか、預金利
子、合同運用信託の利益、配当、剰余
金の分配というふうなもの所得者だ
と思つて、これは納税人員を計算
する上において、大部分はその上に書
いてある給与所得者、営業所得者、農
業所得者、その他の事業所得者と重な
つておると大体において判断していい
と思つて、それがその点如何でござい
ます。

○政府委員(平田敏一郎君) お話の通
り、その他の所得者は、ほかの源泉課
税で税を納めている人の間には若干重
複があることは免れません。ただ配当
所得者等は源泉で徴収したものであり
ますが、その源泉で徴収したものはこの
人員に含めておりませんので、例えば
配当でその他の所得者として何もこの
人は、これは一人としてだけしか挙げ
ておりません。それからお話のよう

家賃の収入とか地代の収入とかいうも
ので、ほかの所得がなくてそれだけで
納税者になつておる人もこれは重複
したておれません。ただ給与所得者で
ありまして源泉でも納めている、併し
高額所得者である、又二カ所から給与
を受けているために更に申告しまして
納めている、これは両方に重複をいた
してあります。その重複間の調査が
なかつてゐるのです。その点は特に
備考に断つておりました。合算したも
のを納税者にしていくということであ
ります。預金利子とか配当の源泉納税
者は全然見ておりませんので、大体こ
の数字で大局的には納税者の数として
間違いないのではないかと見ておる次
第でございます。

○委員(中川以良君) ほかに御発言
ございませぬでしょうか。……他に御
発言もないようでございますが、質
疑は終了したものと認めまして御異議
ございませぬか。

○委員(中川以良君) 御異議ないも
のと認めます。それではこれより討論
に入ります。御意見のある方は賛否
を明らかにしてお述べを願います。

○小林政夫君 私は本案に賛成をいた
します。特に第十三国会における我々
の要望、強く本委員会において要望し
た社会保険料の控除、或いは勤労控除
の最高額の引上げ等について、本委員
会の意向を十分に尊重された改正案であ
りますので喜んで賛成をいたします。
ただ質疑過程において将来の税制改
正については相当の意見を持つており
ますが、特にこの勤労控除という名前
は法律語としてはないけれども一応当
局の権威ある慣用語として勤労控除と

いう言葉が使われておりますが、私は
早い機会において給与所得者の勤労控
除という、勤労という名前にとられ
てゐる／＼な誤解を受ける場合があり
ますので、その用語の名称の変更を強
く要望をいたしておきます。なお二十
八年度以降の税制改正についてのいろ
いろの意見についても申上げた点があ
りますので、委員は本会議において
賛成討論の際に述べたいと思つて
おります。

○委員(中川以良君) 他に御発言
ございませぬか。ちよつと速記をとめて
下さい。

○委員(中川以良君) 速記を始めて
下さい。

○松永雄雄君 私は本案が多少それは
減税という形になつておる点について
は異議はないのでありますが、併し現
在の状況においてはこの減税の方法、
負担について著しく少いという点で、
私は残念ながら本案には反対するもの
であります。

それは何が故に勤労階級がその生活
が苦しいかということ、これは戦後
生活が多少の向上を見たとは言われま
すけれども、併しその配分が不公平な
結果に陥つてゐるというのを指摘し
なければならぬからであります。例
えば一軒の家にしてしましても、火災
で焼けておつてその建直しをやる
という際に、家屋の建築のみに重点を置
いて家庭の生活を軽視して行つたなら
ば、それだけ家庭の者から不平が出る
のは当然であります。而もその家の建
築の持主が一部の階級の者に偏する
というところになれば、家庭の者と又違つ
た意味において強々現われて来るのは
当然なのであります。而も大会社の所

得というものが非常に乱費されて、そ
うして計数上はこれ／＼の生活の向上
はできた、こう言つておられます
も、今まで一部の者のぜいたくといふ
ところを前にしておれば、戦後多少
生活が向上したと言つてもまだ戦前に
戻らない状態にある勤労階級が、そ
うした一部の日本の本筋に反するよう
な非常なぜいたくをしてゐる者を目の前
にすると、非常な不平感を持たざる
を得ない。即ち不公平だといふ点が
著しく現われてゐるのではないかと
思ふのであります。而もなお資本の蓄積
だとかいふ／＼な名目で日本の復興を
期してゐることは、まあそれはそれと
して論議のほかにしまして、さうい
つたようなことの恩恵に浴してゐる
が、而もなお大きな会社の人たちが
ただ単にぜいたくをしてゐるという感
情的の点ばかりでなく、金の使い方
には又金の持つて行きどころという点
について非常な時世にそぐわないこと
をあえてしておるというのを認めざ
るを得ないのであります。さういつた
点を考慮しないで、ただ単純にこゝで
税率を引下げたとおつしやられても、
それだけでは我々は納まらない点があ
るのであります。我々として
本案に反対せざるを得ないのでありま
す。我々は少くとも月二万円ぐらいは
税金のかからないようにしてくれと、
さういふことをまあ言つておるわけ
でありますけれども、さうした限度の点
ばかりでなくその他の点についても非
常に不満を持つておられますので、本案
に反対するものであります。

○木村義八郎君 私は労働者農民党を
代表いたしまして、所得税の臨時特例
に關する法律案に反対いたします。

得というものが非常に乱費されて、そ
うして計数上はこれ／＼の生活の向上
はできた、こう言つておられます
も、今まで一部の者のぜいたくといふ
ところを前にしておれば、戦後多少
生活が向上したと言つてもまだ戦前に
戻らない状態にある勤労階級が、そ
うした一部の日本の本筋に反するよう
な非常なぜいたくをしてゐる者を目の前
にすると、非常な不平感を持たざる
を得ない。即ち不公平だといふ点が
著しく現われてゐるのではないかと
思ふのであります。而もなお資本の蓄積
だとかいふ／＼な名目で日本の復興を
期してゐることは、まあそれはそれと
して論議のほかにしまして、さうい
つたようなことの恩恵に浴してゐる
が、而もなお大きな会社の人たちが
ただ単にぜいたくをしてゐるという感
情的の点ばかりでなく、金の使い方
には又金の持つて行きどころという点
について非常な時世にそぐわないこと
をあえてしておるというのを認めざ
るを得ないのであります。さういつた
点を考慮しないで、ただ単純にこゝで
税率を引下げたとおつしやられても、
それだけでは我々は納まらない点があ
るのであります。我々として
本案に反対せざるを得ないのでありま
す。我々は少くとも月二万円ぐらいは
税金のかからないようにしてくれと、
さういふことをまあ言つておるわけ
でありますけれども、さうした限度の点
ばかりでなくその他の点についても非
常に不満を持つておられますので、本案
に反対するものであります。

反対理由は、この本年度の補正予算の裏付としての財源を見ますと、殆んど大部分が勤労大衆の税の自然増収によつてゐることは、この政府の提出いたしました資料によつても明らかであります。自然増収七百一億のうちいわゆる勤労所得税の増収六百六十億に達してゐるのであります。而もその他の増収としては酒税、砂糖消費税、揮発油税、物品税、関税、こういうふうないわゆる大衆税の増収によつたものである。これは一面一般国民所得がふえたことによる自然増収もあると思ひますけれども、その大部分は価格騰貴による名目的な賃金その他所得の増収によつて生じた自然増収と見ざるを得ない。名目的に賃金給手が上つてゐるにもかかわらず、それに應じて勤労控除はまあ一応別にいたします、基礎控除、扶養控除等をそのまゝに据置いたために名目的に所得がふえたからそこに自然増収が出て来ることは当然なんです。併しこれは実質的には自然増収ではありません、自然増収でありません。実質的に一般国民の所得がふえたときに税がふえるのは、これは当然自然増収と言へるわけでありませう。併しながら名目的に、全部とは言ひませんが大部分がふえた所得に対して、勤労控除、扶養控除を据置いたためにふえたものは自動的には自然増収になりません。で、これがいよいよ税制上の減税と言われるゆゑなんなんです。本来ならばこの大部分は、殊に勤労所得税の大部分は、これは税金の取過ぎとして返すべきものだと思はれそう解釈しております。ところが政府は減税として二百二十九億の減税をされるということになつてゐる。而も自然増収六百六十億

の中には今回の給与ベースの引上げによるはね返り九十五億も含まれてゐる。そうしますと、まあ約六百六十億勤労所得税を増税して、そうして減税するのは約二百三十億、その残りといふものは、全部とは言ひませんが大部分は基礎控除、扶養控除等の引上の時期がずれたために生ずる一見減税で、増税と見ざるを得ない。ですからこれは大部分本当は私は税金の過納として返すべきものと思ふ。減税でなくこれは税金の調整です、過納分の調整、それを減税と言ふのは私は偽りであると思ふ。而もこの主税局のほうから提出して頂きまして資料を見ますと、給与ベースが上る前と上つたあとと、給与ベースが上る前と上つたあとの比較の税金の調査を出して頂きまして。成るほど直接納める税金は減りました。減りますが、比較するときに、給与ベースが上つたのはこれは生計費が上るために上つたのであつて、従つて給与ベースが上つても実質的な購買力としては上る前と同じと見なければならぬ。従つてこの税金を比べるときには現在の給与ベースを元にしてそれで給与が上つた、それで税金が下つたと言つても前に旧給与ベースのときに納める税金と、今度上つたときに納める税金とを比較しなければならぬのであつて、それを比較しますと、多少減つてはおりますが大して減つておりません。そうしますとこれは運賃の値上及び食糧の値上によつて大体相殺されてしまふと思ふのです。従つて実質的には何ら税負担の軽減にはならない。こういう形でこの大部分を勤労大衆の負担による自然増収によつて賄つて行く。私はそういう意味で今度のこの税法には反対せざるを得ない。

更に税法の臨時特例の内容につきましては、勤労控除についてまだ私は……一応今度は考慮が払われましたが、その点については敬意を表します。それから保険料の控除、これは今度非常な努力によつて認められたことについては事務当局その他の御努力は、確かに私は意のあるところに敬意を表します。努力に対して敬意を表することにやぶさかではありませんが、併しながらシヤウワ税制改革のときに二五%の控除があつたのですが、それが一五%減らされておつた結果として勤労者或いは給与所得者と申告納税者との税の不均衡というものは非常にまだひどくなつてゐると思ふのです。これは是正されておられます。これはもう主税局長も税制課長も当然認めるどころだと思ふ。勤労控除については当然私は二五%に引上げなければならぬものだと思ふ。それではなければ不均衡です。その限度もやはり引上げるべきです。基礎控除、扶養控除等についても私は足りません。大体の目安は給与ベースの限度まで私は基礎控除、扶養控除というものは引上げるべきものだと思ふのです。

又税制改正の更にいろいろ細かな内容についてはまだいろいろ異議がおりますけれども、今後富裕税を廃止すると言つておられます、それから譲渡所得につきましても、どうもこれを正確に把握するといふ努力よりもむしろ閣下を認めて行くといふような方向に向かうにまだなつてゐると思ふ。こういう点も我々割切れません。そういうことが反対の第二の点です。最後に反対の第三は、今度の補正予算の裏付としての所得税の臨時特例の減税であります。これは政策全般との関連において見ますと、今度の補正において一番重要なことは、二十七年の当初予算において非常に多くの不生産的な経費を計上した。防衛分損金、警察予備隊或いは安全保障諸費等予算の二一%にも上る非常に大きな不生産的な支出を計上したために、民生費のほうを十分考える余裕がなかつたのを今度は補正においてこれを考慮すべきであつた。そこでこの補正において一応考慮する努力を払う、狙ひはそこにあつた。ですから給与改善というものが今度の補正の一番大きな目的であつた。併しながら人事院勧告はこれを拒否し、国鉄、専売等も裁定を拒否しております。そうして更に又減税も先に申上げましたような実質的には減税にならないで、実は税制上の減税で、むしろ国民の税法における理解の不十分、錯覚をまあ極端に言えば利用して、あたかも減税されたがごとき処置をとつてゐる。これはなぜかと言へば結局二十八年度予算に非常に大きな経費が予想され、そのために相当財源を保留しておかなければならぬ、著しく保存しておかなければならぬ、思ふところから出てゐるのであつて、思ふ切つた減税のできないのも、思ひ切つた給与ベースの改訂ができないのもそこにある。従つて本来ならばこの二十八年度予算の骨格を突はすべきであつた。歳入歳入についても政府はこの補正を出すときに明らかにしなければならぬのに、未だに明らかにしてゐない。歳入についても歳入についてもそうである。ですから本来ならばこの臨時特例法を審議する前提として二

十八年度のすべての国家歳入についての構想をここに明らかにすべきであつた。それとの関連なくしてこの臨時特例は審議しても無意味であります。そういうことが全然明らかになつておらない。これは歳入についてもそうである。来年二十八年度のこういうところの改訂も不十分、減税も不十分だといふことは、相当大きな歳入が予想されるのではない。相当大きな不生産的な支出、防衛費、外債の支払、賠償の支払、アメリカ対日援助資金の返済等々何か非常に大きな新たな歳入がふえるのではないかという危惧に我々はおそれるのですが、そういうことが明らかにされてゐない。それが非常に不生産的な支出の増加であつて、我々はそういう関連においてこれを考えざるを得ない。そうしますと本来ならば不生産的な支出を削減すれば思ひ切つた減税をできるのに、今後はむしろそういう不生産的な支出を増加する傾向において予算を組もうとしてゐる。従つて臨時特例の背景、基礎事情、そういうものとの関連において私はどうしても承服できない。これが我々がこの臨時特例等に関する法律案に対する反対理由でございます。

○委員長(中川以夏君) 別に御発言がないようでございますので、討論は終了したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(中川以夏君) 「異議なし」と呼ぶ者あり。

○委員長(中川以夏君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。昭和二十八年度分所得税の臨時特例等に関する法律案を衆議院送付通り可決

することに賛成のかたの御拳手を願います。

〔賛成者拳手〕

○委員長(中川以良君) 多数であります。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定をいたしました。

なお本会議における委員長の前頭報告の内容は、本院規則第四百四条により本委員会における審議、討論、表決の要旨を報告することにしてあらかじめ御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。それから本院規則第七十二条により委員長が議院に提出する報告書に付する多数意見者の御署名をお願い申し上げます。

多数意見者署名

菊田 七平 木内 四郎
小宮山常吉 黒田 英雄
小林 政夫 大矢半次郎
伊藤 保平 岡崎 眞一
西川甚五郎

○委員長(中川以良君) 次に食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするため的一般会計からする繰入金に関する法律案を議題に供します。先ず御質疑をお願いいたします。

○松永義雄君 先だつて外米の買入について金があれば買えるのだといううなお話でしたが、今年度は外米の買入は円滑に行つておるのでしょうか。

○政府委員(東畑四郎君) 外米の買入状況でございますが、詳細については資料をお出ししても結構だと思いますが、昭和二十七年計年度で只今のところ到着いたしておりますものが五

十二万八千トンであります。すでに買付済のものがそのほかに三十五万三三三トンになっております。これは確実に到着をいたすものです。合せまして八十八万一千三三三トン、到着及び到着確実の見込のものであります。従いまして当初予算百五十三万三三三トンに對しまして、なお十七万二千二二二トンの残がございます。この十七万二千二二二トンにつきましてはアメリカ、タイ、ビルマ等に今いろいろ交渉をいたしております。三月までには到着するのではないかと、このうらふらうに考えております。

○松永義雄君 これは食糧庁長官を別にせめるとかせめないとかというのではなくて、値が高くなつて行けばなかなか買にくいし、向うでかきひきをやりますればこちらで買うのは困難を生ずるということが考えられるので、何とかやつて行ける見通しはつくのでしょうか。これから先。

○政府委員(東畑四郎君) 我々としてははるなれたドルを節約し、又国際価格をつり上げることを避けた。値段を多くすればこれは買えるのであります。なるたけ値段も合理的にそろ高くないで買おうと思つておりますので、相当の努力を要するのであります。米の需給上心配のないような手当は勿論いたしますけれども、そう簡単にこれは買えるというようには考えておりません。

○菊川孝夫君 二十七年年度の百十四億六千万円だが、これは来年度は一体どのくらいある必要があるか、見通しはどのくらいですか。

○政府委員(東畑四郎君) 来年度予算につきましてはまだ何らきまつておりませんのであります。この百十四億の内訳を御覧になりましてもおわかり下さい。さういふうちに、これは米の赤字と麦の赤字と児童給食の赤字が大きな内容になっております。従いまして米はその大部分が米価の値上をいたしますまでの間の今年度産米の赤になつております。従いまして或る程度米価の値上りができますればそれからは赤が出ないというところになります。来年度産米をそれでは幾らで買つかということが大きな影響をしますが、これも只今のところ今年通りで行くことになれば赤が出ない。麦につきましてはこの案では二十億程度の赤字になつておるのであります。そのうちの十億程度はいわゆるバック・ペイ、統制中にバック・ペイいたしましたものを消費者価格に繰込んでおりませんので、それが十億を占めるのであります。純然たる買入価格と売払価格の差損というものは約十億程度であります。仮に麦が本年度と同じ程度のものであれば大体十億程度の赤字が出ると思ひます。バック・ペイは来年度はございません。児童給食は大体通年度二十五、六億という見当をいたしております。今年度仮に実行いたしますれば二十五、六億は原表を半値で売つておりますので当然出る赤であります。

もう一遍申し上げますと、児童給食が二十五、六億が通年で仮にこれを継続すれば出る。あとは麦の赤が本年通りならば先ず十億程度は出る、米につきましては一応これで解消いたしまして来年の米価如何によつては問題が出るわけであります。本年通りならばこれで全部解消する。こういうふうな仕組になつております。

特別会計で一体児童給食を賄うということはどういう理窟から来ておるのであるか、これは別にこの特別会計で児童給食を賄うというのはいさよと児童におかしのじやないかと思ひますが、なぜこういうふうになつたのか、そのいきさつをちよつと御説明願ひたい。

○政府委員(東畑四郎君) 特別会計で児童給食を賄うと言ひますか、食糧管理が原表、殊に輸入した原表全部を管理いたしておりますので、それを児童給食用と言ひますか、生活改善用に半額で売るといふことに一つの政府の方針がござりましたために、必然に買入価格と売払価格の差だけが食糧特別会計としては赤字として出ます。この赤字を補填して頂くことになるわけでありまして、それだけの赤をどの会計が負担するかということが、たゞ／＼取扱つております食糧特別会計に補填させるといふことに過ぎないのであります。

○菊川孝夫君 そういたしますと、この児童給食は輸入食糧ばかりを輸入金額の半額で地方団体に売渡す、その半分を地方団体に出すということになつておるのですか。

○政府委員(東畑四郎君) これは輸入食糧がその大部分でござりますけれども、必ずしも輸入食糧と限定しておるわけではございませんが、政府買入価格と児童給食用に売渡す価格との差額となつておる、こういうことではございません。

○菊川孝夫君 そうすると児童給食用に売払する場合の食糧はすべて買入価格の半額、こういうふうな法律でござつておるのですか。

○政府委員(東畑四郎君) 政府の普通売払価格に對して半額で、これは原表でござりますが半額で売るといふ方針をきめております。別段法律的根拠はないのであります。そういう政府の方針で半額で売つておる、こういうふうには御了承願ひたい。

○菊川孝夫君 それじやもう少し具体的に、この百十四億六千万円の内訳ですが、一つ詳しくどういふところからこれだけ出て来るのであるか、具体的に米はどういう計算で百十四億か、これも百十四億六千万円を限りかういふことになつておるのですか、これをオーバーするやうなことは全然ないのかどうか、その辺について明白にするために基礎を一つ御説明願ひたい。

○政府委員(東畑四郎君) それでは百十四億の内訳を詳細に御説明いたしますと、その一つが二十六年度産米の赤字でございまして、これが十億五百七十六万六千円を占めております。これは昨年の八月に米価が値上りました以後昨年の供出等が相当困難を極めました場合に完遂奨励金を出しましたとか、或いは超過供出奨励金を二千円出しましたとか、いろいろその後二十六年度産米の集荷に對しまして措置をしたわけでありまして、それが消費者価格に実にもうすでに繰込済みではなかつたのであります。なお御売マージンの値上り等も必要でございましてそれを若干値上をした。そういうものを計算をいたしまして約十億五百七十六万六千円だけが二十六年度産米で二十六年度の消費者価格に繰込済の赤字でございまして、二十七年産米に對しまして約七十八億一千三百萬円の赤を含んでおりますが、この赤字は消費者米価を十キロ六百八

を入れますと大体六百六円が配給段階における中間経費であります、八百九百三十九円先ほど申上げましたものに六百六円加えますと九千五百四十五円、これが一石あたりの消費者価格であります。これを十キロに換算いたしますと六百八十四十三銭であります、十キロいわずゆる六百八十円こういうことを申上げておるのであります。

○菊川孝夫君　そうしますと、この七百六十三円のロス並びに管理費用こののちのロスはどれだけで、管理費用はどれだけというのは出ているのですか。

○政府委員(東畑四郎君)　それから約百六十円程度を引いて頂ければいいのであります、それが純粋の食糧の経費でございます。

○菊川孝夫君　約石あたり六百円という食糧管理費用というものは要るわけですが、米につきまして石について六百円という費用がつくわけになるのであります、一体その石に六百円もつくのは大体約八分ぐらい管理費用にかかるわけですか。一体それはどういう費用にかかるとのですか。

○政府委員(東畑四郎君)　今申上げましたのは集荷手数料というものがああります。これは食糧庁が買う場合においては農業協同組合ですかそういう方面に手数料を払って買います。或いは運賃も含んでおります。純粹の食糧庁の事務費といえますものは百六十四程度の、そのほか保管料も入っている、金利も払うというの全部加えたいわけゆる経費を特別会計に計上いたしました。保管料でありますとか、金利でありますとか、運賃でありますとか、集荷手数料でありますとか、食糧そのものの

人件事務費全部を入れましたものが今申上げた数字になるのでございます。

○松永義雄君 検査官の超勤手当もそこに入っているのですか。

○政府委員(東畑四郎君) 事務費の中に入っております。

○松永義雄君 検査官の超勤手当のことも問題になっていることはよく知なしたも御承知の通り、本年度早期供出奨励金なんか三回にも互つて出されておつた。その農林省の通達、示達とい

いますか、各検査官に対してその晩の十二時までは必ず受付けてやれというように指令が出ているので、検査官はそれに応接しなければならん、そのために非常に超勤の時間がふえている計算になつております。それは本年度におけるその検査官の超勤に対しては当初予算にすでに見積つてあるのでは

○政府委員(東畑四郎君) 超勤勤務手当というものは当初予算に一応予定をして計上しておつたのであります。が、本年の集荷が非常に早かつたために十月、十一月に米の出廻りが殺到いたしましたのであります。やむなく無制限に而もこれを受入れるという方針に固いまして、現地の検査官に十二時まで受付けろ、而も土曜日も返上せよということをまあ実は申した。実によく米の受付けをやつたのであります。遺憾ながら超勤を計算いたしますと予算はありませんで、第四四半期分等の予算も要りますので、現地の要求だけは果すわけに行かなかつたわけでありましたが、やりくりしまして或る程度の季節的な繁閑を考慮した超勤勤務手当は支給したのでございます。

○松永義雄君 支出したと言つて支出できるのですか。支出したのである。

○政府委員(東畑四郎君) 超勤勤務の実績だけの支給はいたした形になつております。或る程度の加算は一年分の予算のやりくりをしまして忙しきときに多く出すというところは当然でありますので、第三四半期に多少早場米等の多い地域には若干の増額をいたしました。

○松永義雄君 全部にはまだ出ていないのですか。一部の地方だけに出ているけれども全部の地方はまだ出ていないということですか。

○政府委員(東畑四郎君) 早場の非常に多かつた地域、而も十二時までも受けたような地域には実績通りにばつてないと思ひます。若干の増額はいたしました。

○松永義雄君 なおまだ行渡つておらないというのを聞いておるのですが、そういう点についてこれから先考慮を払われるのですかどうですか。もう全然行渡つちやつて何も考える余地はないのだとこう考えるのですか。

○政府委員(東畑四郎君) 予算の範囲において事務の繁閑を考慮して考える以外に方法はないのであります。又私どもといたしましては第四四半期の問題になつて参りますが十分検討を進めておる次第であります。

○松永義雄君 大蔵政務次官、今問題になつてゐる点で解決ができるということですか。

○政府委員(愛知揆一君) 今の食糧検査の關係の超勤勤務の問題は、必ずしも今問題になつてゐるものとは別個の問題だと思ひますけれども、さうな

状況であるような実情に即しまして、超勤勤務の実績があるところには必ず実績通りの超勤勤務手当を支給いたしたいという考え方が今度の超勤に対する考え方でありまして、そのほうから言ひまして今長官が言われたような一部行渡つておらんところがあれば、このほうの關係から私は少くともその大部分は解決するのではなからうかと考えます。

○木村禮八郎君 それに関連して。今愛知政務次官から非常に重要な御答弁がありましたので一つ再確認しておきたいのです。その超勤勤務の実績がつたところに対してはそれを支払うようにするということも今度の超勤勤務課上支給については考慮されておるといふようなお話がありました。昨日予算委員会でも、大蔵省の国税局においてそういう事例がありました。而も国税局長もそれから各地の税務署長も確認しているのです。この間も超勤命令簿というのをごさいます。超勤命令簿のほうは、実際の超勤はしておいてあとで予算の範囲内で命令簿につけるといふような実情になつてゐるわけですね。従つて命令簿以外において未払の超勤が実績として相当あるわけですね。それについて今愛知政務次官は支払われるとこいうことを言われたものと解釈しますが、やはりさういふ方針ですか。

○政府委員(愛知揆一君) 今木村さんのおつしやつたことと私申上げたこととは食い違ひがございます。私の申しましたのは超勤勤務の実情に依つて第四四半期の超勤勤務手当の財源を年内に繰上げて支給する、こいう昨日来

申しておる政府側の説明と同じことを私は申上げたわけでありまして。ただ併し今御指摘の命令簿に記載があつてなお且つそれに支払われていなかったようなものがあるとするれば、それは当然支払わなければなりません。さういふことも、ですから今回の措置で併せてその一部は解決するものと私は考えます。こいうふうな申上げたのであります。

○木村禮八郎君 それはやはり非常に重要な御発言でございます。それは速記録を見て頂ければわかります。超勤勤務の実績があつた者に対しては、やはり今回の超勤の繰上支給に合せて考えるといふお話でありましたが、重ねて政務次官は、命令簿にその予算の範囲内で超勤をやるということが記載されていなくても、実際に超勤の事実があるとするればそれは当然払ふものと思ふという話なんです。これは昨日河野主計局長にも伺つたんですが、今度の超勤に關してはさういふことは考慮に入つておらないと言ひます。

○政府委員(愛知揆一君) あなたの言ひは違ひです。私の言つたのを誤解されてるようです。あなたがい、あとで答弁して頂きますから。

○政府委員(愛知揆一君) 違ひのを前提にして御発言になつたのでは……。

○木村禮八郎君 今発言中ですから。若し間違つておりましたら、誤解のないように政務次官から御釈明願つていのですが、これははつきりしておきません。今一番重要な問題になつておりますので、もう一度愛知政務次官から、先ほど御発言になつた内容につ

いてもつとはつきりしたことを重ねてお伺ひします。

○政府委員(愛知揆一君) 今木村さんの言われた中で、私の言つたことを引用されてお話になつたのであります。私が二回目に申上げたのは、勤務命令簿に記載があつて、記載があつてですよ、そして両当事者ともに超勤勤務の実情、実績を確認しておつて、而もそれに対してその超勤手当が支払われてなかつたといふようなことがあればですね、これは私は支払うのが当然であらう、こよう申上げたのであります。であつたのおつしやつたのは、超勤勤務の命令簿になくても実績があつたような場合には支払うべきが当然だと君が言われたが、と言われましたが、その点は間違ひでござい

○木村禮八郎君 ああさうですか。それで結構なんです。関東信越財務局においても、命令簿に記載されてい

ないが、上官もそれから署長も超勤勤務しているのだと確認している場合どうなんですか。而も予算の範囲外である、併しそれはやはり確認している以上は払わなければならんと思ひますが、超勤勤務しているという事実ですね。

○政府委員(愛知揆一君) ですから、それは昨日の日の話のうちの具體的な一つのポイントだけを取上げられてお話になつておるのですが、我々の考え方というの、書いたものでも申上げておられますように、又たび／＼大臣から説明しておりますように、予算の範囲内且つ法令の許す範囲内ということをお大前提にしてゐるわけでありまして、その中で、例えば昨日御配付申上

けたような、各省各庁でこれに充當し得る財源がこれだけある、そういうふうな範囲内において各省各庁の実情に

応じて、こういうことを申し上げておるのであつて、予算がなからうがどうであらうが、そういうことが確認されたらとか何とかいうことを私は申し上げておるわけじゃないのです。

○木村義八郎君 それはね、愛知君は今そういう説明になればそう解釈できないのです。最初からそういうふう

に御説明になれば、私はここで質問するはずがないのです。超過勤務の実績があればと言われたが、命令簿になくても署長なり上官なりが成るほど超過勤務をやつてゐるのとは確認があつたならば、それは払うのは当然であるといふ

ふうなお話でありましたから私は質問したので。併し上官が確認しても予算がないから払わないと、こういうことであるならばつきりわかる。先ほどの御答弁では実績があれば払うのは当然であると言われたから、それでは第二補正みたうな形で、或いは又ほかの流用といううな形ででも実績に對して払わなければならぬ、そういうことも含まれてゐるということになると、

昨日の超勤の問題に對する政府の御答弁と違ふから、私は申上げたので、最初から愛知さんのお話が今伺つたやうなことであれば、何も私はここであえて質問する必要はないのです。そうしますと、上司が実際に超過勤務をやつてゐることを確認しても、命令簿に記載され、超勤としての予算がなければ、実際に超勤しても払わないといふことなんですね。

○政府委員(愛知一君) これは併し

これだけの問題であるものをです。ね、故意にそういうふうにお考えになつて、私の申しましたことをあれこれなら別でありませうけれども、私はさつきからの速記録を全部御覧になつても、今おつしやつたやうなふうに申上げたつもりはないんです。ただそれは突然、突如として、食糧の検査の問題から問題が起りましたから、だから……。

○木村義八郎君 そうじゃない。

○政府委員(愛知一君) いやそういうことが、そういうものの解決される部分があるであらうという表現を申上げた。それはつきり昨日配りました書類にもありますように、一般公務員については年末に際して現行の法令及び予算の範囲内において云々と書いてある。これはもう大前提でありますから、併しその範囲内において、実際超勤が命令簿にあつて、そうして払つてないものがあるならば、それは現在においてはこの範囲内において解決されることであるであらう、私はそう申上げたので、若しそれ以外にお聞きになつたならば、それはお聞き違いか、私の言い誤りであると思ひますが、私はそう思はないのですが、若し速記録にそう書いてあるならば、それは取消します。

○木村義八郎君 それは愛知君、強弁されないほうがいいですよ。それはほかのことが聞いておるのだから、それは当然そういう疑問が生ずるはずなんです。食糧の超勤について問題が起つたのですが、愛知君は、政府としてはそれが大体超勤に對しては全般的に臨む態度のように、原則論のように話されたから、それでは表面は命令簿に記載

されておる分だけしか払えないのだけれども、実績に即して上官が命令簿に記入しなくても、併し確かに十時間超勤したのだ、そういうものについては費目の流用、或いは目の中の流用、或いはそのほかの費用の節約等によつて、そういう実際に超勤したのだ、命令簿にない分についても年末手当のやうなものを考へて、実績に即して何か処置するのじゃないか、こういうふうに我々は解釈したので、愛知氏がたま／＼正直なことを言われたのじゃないか。そうであるならば我々もこれは又考へようがあるであつて、非常に今重要であつたので、私はお尋ねしたので。決して愛知さんいじめるとかいじめないとかいふのじやなく、実はこの問題で今苦慮しておりますから、たま／＼そういう御発言があつたので、実際はそういうふう／＼な何と申しますか、弾力性ある考へ方があるのか、こういう意味で御質問したので、誤解のないようにその点は。

○委員長(中川以良君) よろしくございますか。

○菊川孝夫君 超過勤務手当は又別のなで、一つの特別会計の中で、今長官から御説明のあつた中で、外米を輸入した場合に、これはその原価計算はどうなつておるのですか。買入価格と売渡価格の差額の問題はちつとも御説明の中にはないように思ひますが、外米の場合には政府は備かつておるのですか。

○政府委員(東畑四郎君) 外米は実はその／＼の国から買つておりますので、そのCIF価格というのがまづちでございまして、国によつて非常に違

うのでございまして。平均いたしますると一応二百十三ドル程度になります。

現在の国内の要するにドメスティック・CIFという言葉を使つておるのではありませんが、仮に国内のものをずつと港まで持つて来まして、そこでCIF価格を算定いたしますと二百四十四ドル程度であります。そこで二百十三ドルと二百四十四ドルの差の六十九ドルが外米のほうが高うございまして、それだけ円に換算しましたものを輸入補助金の平均の単価にしたのですが、具体的には個々に違つて参るわけであり

ます。当初予算では四十ドルでありましたのが相当外米が高くなりまして六十九ドル程度が輸入補助金の平均単価になつております。個々に違つて参ります。

○菊川孝夫君 その輸入補助金がこの食糧管理特別会計の中から負担されるのではないのですか、これは別に。

○政府委員(東畑四郎君) この百四十ドルのほかに輸入補助金は別途一般会計から繰入れておるのでありますけれども、これは特別会計法に輸入補助金は当然繰入れるということになつておるのであります。毎々々々これは議会の審議に付す必要はない、特別会計法上輸入補助金は繰入れることができないのでありますので、具体的には予算がきまりますればきまる、こういうことになるわけでありまして。

○菊川孝夫君 そういたしますと外米の輸入価格は今の日本の米に換算いたしました石当り幾らになつて、それから配給価格は幾らになつておるか、それを一つ概算で結構ですが、お示し願

えませんか。

○政府委員(東畑四郎君) 二百十三

ドルをちよつと円に換算をして申し上げます。

配給価格のほうは実は外米の中に二種類ございまして、御承知のように長細い外米と日本米の外米とあります。いわゆる日本米の外米を準内地米といふ言葉で実は申上げておるのであります。準内地米は十キロや八キロ百八十円という今回の内地米価格と同じように売られるわけでありまして。いわゆる長細い外米はこれは十キロ五百八十円で配給する。従来五百五十五円でした。これを五百八十円に値上をするのであります。内地米と外米の比率は、内地米を一〇〇としたしまして外米は従来九〇%であつたのであります。格差を開きまして八五%としたしまして、外米のほうを相対的には内地米より低くしておるのであります。実績に即して価格をきめたのであります。この外米々々と申上げますのはいわゆる長細いタイ、ビルマあたりから来るものであります。その他の外米は内地米と同じ値段で計算をいたしておるのであります。

○菊川孝夫君 そういたしますと、この輸入米はすべてやはり内地産米と同じように食糧管理法としては総合して配給することになるわけだろと思ひますが、そうしますとこれにもやはり手数料その他は特別会計のほうで負担になるのじやないですか。輸入するまではいいだろけれども、輸入後は内地米と同じような操作で配給その他のルートに乗つて行くことになると思ひますが、その費用はやはりこの特別会計の中に含まれるんじやないですか。

○政府委員(東畑四郎君) さうでござ

ざいます。今百四十四ドルということ
を申しましたのは、そういう手数料を
込めまして、もう一遍港まで内地米を
運つて持つて参つた場合の価格が幾ら
になるかということでございます。そ
れを百四十四ドル、それには当然食糧
の経費その他が織込んでありますで、
それから内地米と外米は同じ計算であ
りまして、外米にも当然そういう経費
は織込んであります。

○菊川孝夫君 そうしますと、端的に
申しまして一石当りの米にしますと今
御説明の準内地米と純粋の本当の内地
米と石当りにしますと原価計算がどち
らのほうが高くなるのですか。

○政府委員(東畑四郎君) 港へ着いて
から以後の国内の問題であります、
これは同じように全部をひつくるめま
してコスト計算をしておりますので、
外米と内地米とはコストの差異はない
のであります。ただCIF価格が大変
に違うのでその差だけを補給金で補つ
ておるといふことになるわけでありま
す。

○菊川孝夫君 そういたしますと内地
の産米はかなり外米と今対抗する場合
には端的に言つて安い。輸入補給金を
出さなければならぬぐらゐるから安
いといふことになるわけですか。この
買入価格の石当り七千五百円というも
のは外米に比べて安い、こういうこと
になるわけですか。

○政府委員(東畑四郎君) その通りで
あります。相対的に外米と比べれば非
常に安いといふことになります。

○菊川孝夫君 そうしますと、この日
本の産物は、できたものはすべて石炭
にしろ何でも外国と比べて高過ぎる、
だから輸入は伸びやせん、こういうこ

とを言つておるのだが、この米だけは
輸入したものは高く、そして内地産
が安いといふことは、それだけ農家のほ
うでは安い米を買い上げられておる。こ
ういふ結果になるんじやないですか、
この点はどうですか。

○政府委員(東畑四郎君) 米は、殊に
内地米の絶対量が非常に不足をいたし
ておりますので、そこに現われて来る
価格が非常に高いのであります。
又世界的にみましても、従来九百万ト
ン以上の貿易量のありました米が現在
四百萬トン程度より貿易量がない。そ
こに日本は百万トンも輸入いたしまし
たので、相当国際相場をつり上げてお
る傾向があります。高い安いとなりま
すと、これはなか／＼価格政策の根本
でありましてむづかしいのであります
が、内地米の絶対量が足りないところ
に現われておるところの価格というも
のが、これは確かに政府の価格が安
い、併し価格そのものが私として
は不適正であるとは決して思つてお
りません。

○菊川孝夫君 それでは次に食糧庁の
関係で最後にお尋ねしたいのですが、
この食糧管理特別会計の枠にはまつて
来る内地の産米と、それからこれに載
らないいわゆる実質的にはもう闇に流
れておる米の量、そのパーセンテージ
は一体どのくらいですか。想定して毎
年六千八百萬石とか九百萬石とか言つ
ておるが、そのうち食糧管理特別会計
には何千万石載つてその他農家の自家
米は幾ら、それから闇のほうへ流れる
のは幾ら、大体あなたのほうでは見込
はどのくらいに見込んでおられます
か、その点を一つ。

○政府委員(東畑四郎君) 闇米が幾ら
あるかといふ問題は正式に統計上むづ
かしい問題でありまして、統計上推定
できる量としましては一つは農林省の
農家経済調査があります。農家経済調
査の中に供出外米、その手取金額とい
うのが統計上ございます。それを最近
のものをも平均いたしますと一農家
当り八斗七升となつております。併し
これは米農家だけにかけてよいのか
か、或いは全農家にかけてよいのかに
よつて計算が非常に違つて参ります。
もう一つは消費者家計調査がありま
すが、これは配給外の米の購入量で
ございます。これは遺憾ながら最近若
干ふえておりました、東京なんかでは四
日以上の闇購入量になつております。
これもこれを全国全消費者家計にかけ
ていのかどうか、或いはどの程度の
消費人口にかけていのかといふこと
についてなか／＼むづかしい問題であ
りますので、例えば農家六百萬戸にか
けるか、米作農家四百四十萬戸にか
けるかによつて又違つて参ります。そ
れからCPSのほうも全消費世帯にかけ
るのかどうかといふことによつて違
つて参ります。その總量につきましては
にわかに合理的な基礎はないので
あります。あとはこれはおの／＼推定
する以外に政府としての資料からは出
て参りません。

○菊川孝夫君 資料として出てない
としても、食糧庁長官としてはやはり闇
に流れている米量は相当量あるといふ
ことは認めざるを得ない。これを正當
なルートにのせる。この七千五百円と
いふやつは大体安いからして闇に流れ
ればどうしても高い。ところが場所
によりましては山形、秋田あたりの本當
の原産地に参りますと、むしろ殆んど

公定価格、供出の価格と同じくらい
金で買える。十キロ六百八十円くらい
でしたら、むしろこれより安いような
金で現地で調達できるというようなこ
とが公然のニュースとして流布されて
いる。そうするとそういうものを
う少し食糧管理の特別会計の運用如何
によつて、そんな安い金で出せるのな
ら食糧管理のほうの正當なルートにの
せるというところからしまして方法を
考えなければならぬ。その意味におき
ましてどうしてもこの七千五百円が、
つきつめてみると外国の米と比べても
安いし、それから現地のほうに行きま
すと多少はこれより安い所があるかも
知れんが、消費者の価格よりは安いく
らゐる金で相当流れて行くといふこと
になると、もう少し七千五百円のき
め方如何によりましては、或いは管理
費用の七百六十三円ですか、これを節
約して七千五百円のほうにふやすとい
うような操作によつては、この食糧管
理の正當なルートにまだ相当乗り得る米
があるのではないか。そうすると高い
準内地米や外米をかうことが要らな
くなるのではないか。こういうふうな素
人考えて考えるわけですが、それには
当然百十四億六千萬円を或る程度増額
しなければならぬ。併したとえ二十億
や三十億増額したとしても、それが可
能であるとするれば成るべくそうしたほ
うがいい。妻のように統制しないのな
ら別ですが、そうでなければ限
りルートの乗せるようにしなければなら
んとするのですが、半ば公然と闇米
のばつこを認めておきながら闇米は
統制している。特別会計におきまして
百十四億六千萬円も繰入れるぐらゐな
らば、もう少しふえることによつてそ

ういふことも可能であるように考える
のですが、食糧庁長官どういふふう
にそれをルートに乗せることを研究して
おられるかどうか。大体今のうちに放
置しておいて或る程度は闇米があつて
もうおおいがあつていいといふような
考えで食糧管理をやつておるのかどう
か、その点をお伺いしたい。

○政府委員(東畑四郎君) 誠に御尤も
な御意見でありまして、農家から言え
ば成るだけ政府に出すといふことが、
現実問題として闇価格等がありますた
めに闇と比べると政府の七千五百円は
確かに安い。我々といつたしましては実
質的な手取を成るだけ保証して参りた
いといふので、二十五年二十六以降
の農民の手取とその後の物価差を見ま
して実質的な手取を確保しようといふ
ことで、財政上の事情等も考慮して七
千五百円のほかに若干の奨励金を加
えまして、手取は包摂込で八千七百
六円といふふうになつております。こ
の基礎はやはり過去の農家の実質的手
取額を保証するといふことから出て来
ておる一つの数字なんでありまして、
一面消費者のほうは闇購入量という
ものが月によつて変わりますけれども、
大体十五日配給であれば四日乃至五日
が闇購入量といふことに統計上なつて
おります。それを平均しました実効價
格に余り変りのないようにするのが食
糧政策として重要でありますので、我々
といたしましては闇価格そのものを慎
重に推移を検討いたしまして、実質的
に家計の圧迫にならないような配給政策
をとりたいといふことで、その関係に
おいて供出割当もやり、超過供出もお
願いをいたしまして、農民及び消費者
両方とも実質的な影響のない形で検討

なお先ほど御質問になりましたドルを右になおす計算ができましたのでついでに御説明いたしますと、CIF二百十三ドルということを申上げました。これはトンでありますから石にいたしましたと一万九百二十一円であります。それから国内のドメスチックCIFが百四十四ドルと申しましたが、これはトンでありますから石になります。

と七千三百八十三圓、これは港まで内地米を持つて行つた場合の経費を引いた金でありまして、その差三千五百三十八圓が輸入補給金の石当りの単価であります。こういうふうに御了承願ひます。

○菊川孝夫君　それでは最後に一つお尋ねしたいのは八千七百七十六圓を飯にしたら一万圓にこれをするかと推定いたしました。現在、現在の消費者価格はそのままに据置くとどうふうにしてみますと、これは概算で結構だと思いますが、そうするとこの百十四億六千万圓がどのくらいにの額になりますか。これを倍額ぐらゐにしなれば、それだけのことはできないのかどうか、推定で結構ですからちよつと参考までにお知らせ願いたい。一万圓米価ということが盛んに言われておりましたので、当然食糧庁のほうでもそのくらいのことは計算されて、一万圓にした場合には繰入金がどれだけにしたらそれが合いますか。併しそれが国の財政上許されないのので、八千百七十六圓、こういうふうにお抑えられたと思うのですが、そういう

○政府委員（東畑四郎君） 七千五百円と現在の消費者米価六百二十円を据置ただけで、私のほうの計算は輸入補給金も含めまして五百二十一億ということになっております。それに一万円といたしますともう二千五百円か、仮に二千八百円としますともう七百亿以上要るわけですから、一千二三百亿には確実になるといふことになりま

○**藥川孝夫君** 毎年十一月になりますと、その年の産米予想というのを農林省から発表されて、この産米予想のうちで今この食糧管理会計のルートに乗るといいますか、それに買上げられるのは何%ぐらいが毎年買上げられて

いることになるのですか。今年のパーセンテージと、今年の最終予想額と産米予想、それに買上げられる予想額はどのくらいになっておりますか。その点……。

○政府委員(東畑四郎君) これは年によつて非常に違いますが……。

○菊川孝夫君 今年はどのくらいい……。

○政府委員(東畑四郎君) 四割五分程度であります。一応……。

○木村禪八郎君 簡単に伺いたいのですが、この食管特別会計の資産勘定の、いわゆる蓄積資金といえますか、ああいうものは、使う場合に、例えば

食管の赤字補填に使うというよりな
とはできるですか。

○政府委員(東畑四郎君) 損益計算上の益はいろ／＼のものから成つておりますが、インベントリー・ファイナンス二百七十億がある。それは明らかに利益であります。それだけ年度末の債券の発行が減つておるわけです。そのものの自体の裏付としては物があるけれども、仮にその二百七十億を仮に出せと言われますと、物を売るか、債券を発行するか、そうする以外にない。物を売るわけには、これは配給品が多いのでできませんので、それだけ債券発行を殖やすという事でそれだけの金が現金として出て来る、こういふ二つを要します。

○木村薩八郎君　もう一つ。この学校給食用の外麦関係の赤字補填は、結局若しこういう赤字があれば、まあ全体としては僅かでしょうが、消費者価格をその分だけ引上げていいという、要

するに消費者価格でかぶるといふこと
にならないでしようか。この食費全体
の関係として、一応今度の百十四億六
千万円という赤字補填が出て来ます
が、これはお話の、いろいろ項目は二

十六、七年産米開係とか、酒米開係とか、
等或いは国内産米開係等いろいろあり
ます。それから学校給食もありますけ
れども、これは食糧開係として、全部
ひつくるめて考えられておるわけす
か、この赤字補填は……。

○政府委員(東畑四郎君) 百十四億結
論としての赤字でございますが、コス
ト計算いたします場合には、各物別に
実は、コスト計算をいたしております
ので、学童給食は麦でありますので、
米の問題は関係なしに計算しており

ます。麦は麦として計算をいたしております。

○木村禮八郎君 併し結局、トリタルの赤字としては百十四億六千万円、そうしますと結局実際問題として、それは消費者価格で今度二割消費者価格を上げますね。そうすると、若しこの赤字補填がなかりせば、その分だけ消費者価格は上らなくて済む、こういうことになるのじゃないですか、そのところをちよつと御説明願いたいと思います。

○政府委員(東畑四郎君) 別にこれと関係はないと思うのですが、百十四億の中には米もありますから、米の赤字をこれを持って頂かないと、もつと消費費五路この赤字とナシに成る」と

著者編輯にこの示唆が与へたことは、さういふことになりましたと、もつと上るとして、いうフアクターになるわけでした、少くとも十二月まで安く売つた米の赤字だけはこれを持つて頂かんと……、六百八十円で済んでおるのです。これ

を若し消費者に、あとから配給するものにかぶせますれば六百八十円では済まないということになるわけです。

○木村禎八郎君 わかりました。

○小林政夫君 最初に二十七年度の損

年度の損失は六十七億五千四百万円、それで今度のこの法律による百十四億何ぼの損失補填をして更に六十七億五千四百万円、という損失が出ておるといふことは、どういふことなんです

か。
○政府委員(東畑四郎君) 前年度からの繰越が四百四十四億九千二百万円があるのでありますから、百十四億の赤字繰入をいたしましても、なお且つ十六億五千四百万円の損失を計上して

おります。これは見込みでございますが、これは一つは予備費を五十二億程

失としてここに現われて来るわけです。そのほかに砂糖等が、北海道の甜菜糖を買いましたり、或いは従来砂糖等を食管で在庫品として整理をいたしておきます。これは当時よりは下つておきますので、損をいたします。五十億との差、約十四億程度が砂糖の見込赤字でございます。これを合せまして六十七億五千七百万円が、本年の損失、こういふふうに御了承願いたいと思います。

○小林政夫君 私の言っているのは損失の原因を聞くよりは、こうやつて百十四億何ぼを一般会計から繰入れをして、損失補填をするのになお且つその損失補填した後においてやつて見たら、今おつしやつたような事由が発生

して、決算して見たらこれだけの、なお六十七億五千四百万円の損が出たというのならわかるが、損失補填をやる際に予見される損失というものは六十七億ある。それを今のように細かくずつと損失計算をして、補填の百十四億

の計算の基礎が出てゐる。更にそのほかに現在量売却による利益を差引計算をしてゐる。こういう計算をするならば、前年度の繰越利益金として今おつちやつた四百四十四億九千二百万円と

らば、今の六十七億の損失が出てても百十四億というふうにそんなに繰入れななくともいいんじゃないかという気もするわけです。

○政府委員(東畑四郎君) 小林さんの

言われる御趣旨で行けば、それだけ糧券の発行を殖やすということであれば、含み資産を食つて行くという……

含み資産が四百四十四億ございまして、六十七億減りました。従つて残りが一応予定されるのでありますが、それが百十四億、繰入がない場合は、それだけ年度末に繰入を繰り越して行くという事であれば、一応計算もできるものであります。一応政府としては、本年の米麦等による止むを得ざる赤字だけは繰入をして行くことで計算をいたしておる次第であります。

○小林政夫君 含みを消費しないという趣旨からいふと、それは六十七億五千万円くらいは含み資産に食い込んでいいという、こういうことになるわけですか。

○政府委員(東畑四郎君) それは六十七億の中には予備費がございまして、予備費五十二億というのはいずれ赤字として計上せざるを得ない。あとは砂糖として、砂糖の赤だけは一般会計から繰入れずに食糧の操作で一つやろう、こういう方針でございまして、まだどれだけの赤が出るのか決算をいたしていないのでわかりませんが、一応十四億程度になるのではないかと考えております。

○小林政夫君 併しこれだけの膨大な資金の特別会計でありますから、五十億くらいの予備費というものは前年度においては当然持つておつたわけでしょう。前の予備費はどうだったんですか。

○政府委員(東畑四郎君) 昨年は、予備費は、超過供出奨励金という形で集荷委託費に流用いたしました。利用いたしました支出したということでありまして、本年は今のところ五十二億そのものを計上して、まだこれをどう使用するかどうかという事は、弾力性を持た

して、二十六年度の赤字は百十四億の中に含まれておるわけでありまして。

○木村福八郎君 今後こういうつもりで行くわけですか。繰入発行を整理する意味で、四百四十億幾らか繰越して含み資産としてずつと持つて行くわけですか。これは変えないわけですか。

○政府委員(東畑四郎君) 将来四百四十四億と六十七億の差でございまして、含み資産は三百七十億程度でございまして、それをどうするかという根本方針になります。また来年度、再来年度の方針がきまりませんので、私から何とも申し上げることができないのであります。

○木村福八郎君 まあ繰入は、要するに運搬資金ですね。米を運搬する資金です。今度は大体インベントリー・ファイナンスがやらないという建前をとられていて、それが、今度の補正には出て来ておるのです。そこで過去にやつたインベントリー・ファイナンスと繰入を税金で賄つておるのです。それはやつぱり続けて行くわけなんです。一応方針としては新たに今度はインベントリー・ファイナンスをやらないが、過去にやつたインベントリー・ファイナンス分は、これはやはり若し運搬資金を金融のみにあつて賄うということになれば、そこに余剰が出て来るわけなんです。それだけインベントリー・ファイナンスをやらないという原則を今後ずっとおとりになるとすれば、過去にやつたインベントリー・ファイナンスというものは、やつぱり続いているのでして、やはりこれは大きな政策上の問題になるのでしようけれども、どうなんでしょう。

○政府委員(愛知揆一君) 只今のお話は御尤もな点だと思つてます。ただ二十八年度からどうやつて行くかということにつきましては、先ほどもお叱りがありましたが、実は政府でもまだお諮りするところまで成案を得ておりませんので、この国会が終了いたしましたから直ちに検討を早急に加えて、正月の国会に御審議を願うことにいたしました。考へております。勿論我々の只今までの研究の過程においても、今木村さんの御指摘のような問題を審議の対象として取上げておることは事実であります。

○小林政夫君 そうすると先般提出して頂いた資料によると、二十七年年度における手持ち食糧の量が、当初予算と補正後の予算との開きを出してもらつたのでありますが、その資料によると、玄米換算にしてむしろ増えるわけですね。これは単位がどうなつていますか。

○政府委員(東畑四郎君) 千トンです。○小林政夫君 千トンですか。そうすると当初は二百九十二万九千トンであつたものが、補正後においては三百二十九万六千トンということになるということですか。

○政府委員(東畑四郎君) さうでございます。○小林政夫君 そうするとそれだけ含みが殖えた……、含みが殖えたということじやない、別に資金的には前に食い込まなかつたということになるわけですね。

○政府委員(東畑四郎君) そうです。○小林政夫君 そうすると、六十七億五千四百万円という赤字が、この赤字

も今の御説明によると、予備費五十億というものは必ずしも使うか使わないかわからない。そうしてこれは或る意味においてはこれだけ出ないかも知れませんが、損失が発生したという場合においては、この繰越食糧の数量のほうには影響ないわけですか。

○政府委員(東畑四郎君) この当初予算と、殖えましたのは、物別に見ますと、米等は外国米と内地米を入れますと、米等変りはないのでありますが、麦類等が若干殖えております。これは統制を撤廃いたしました以後の情勢等を検討いたしました。政府の適正な手持量等をいふと、検討の結果、大綱等で若干変更する必要があるというので、持越量を修正いたしましたのであります。これは別段損益勘定の問題には変わりません。繰入の発行限度等は、年度末の繰入の問題には関係して参りますが、赤字、黒字の問題には別段変わりはないと思つておる。

○小林政夫君 繰入の発行で操作すれば、それは済みかも知れませんが、二千二百億という枠を拡げて、その枠内においてどうしても操作しようとするば、場合によつては食糧を売つて金に代えなければならぬという事が起つて来ると、二千二百億という今度枠を拡げたという事によつて、それは十分その範囲内において操作をするという事です。

○政府委員(東畑四郎君) 最高限度は先般御審議を願ひました二千二百億で私は行けると思つてます。三月末は本年度予算では千四百七十億という限度にしております。千四百七十億で行くことには、これは米の集荷状況その他が非常に影響して参るのでありますが、

先ず千四百七十億で我々としては年度が越えるのではないかと今推定いたしておるわけでありまして。

○小林政夫君 予算書の歳出の項で、食糧買入費の説明書の中で食糧買入代金の減少というのが二百四十七億ございまして、この説明書だけではよくわからないので、減るものは引いて、殖えるものは加えて、差引したものが明細に載つておるようでありましたら、アイテム別に説明して頂きたいと思つてます。

○政府委員(東畑四郎君) 当初予算では麦の統制撤廃ということをご予想して、その買入数量等がどのくらいに増加するかからなかつたために、七百八十万石という玄米価格になりました。従来数字をそのまま計上しておつたのであります。ところが統制撤廃以後補正予算案に計上するまでに大体の数字がはつきりいたしましたので、主としてこれは国内の大綱、小麦の数字を修正減少いたしましたという事なことが大きな買入費の変更の原因でございまして。

○小林政夫君 数字的に……。

○政府委員(東畑四郎君) 数字的に申し上げますと、大綱は当初三十五万トンありましたが、六万トン、裸麦が四万四千三万トンでありましたのを九万トン、小麦が六十三万六千トンでありましたのを三十六万一千トン、こういうように国内の玄麦の買入数量を修正減少したというのが大きな原因であります。

○小林政夫君 そうすると今の金額にして言つてみて下さい。その数量を……、二百四十七億の内訳ですね。

○政府委員(東畑四郎君) 物別の内訳は今私は持つておりませんので、一本

で国内食糧買入費となつておりますので、内訳の金額は取調べまして申し上げます。

○小林政夫君　そうすると、今おつしやつた大麦と裸麦と小麦はこの補正で金額は減つておりますが、トン数も今おつしやる通りになつておるわけですが、この当初予定額と補正予定のこの大麦、裸麦、小麦の三項目の差引した合計がこの二百四十七億になるわけですか。

○政府委員(東畑四郎君)　そのほかに実は米が極く僅か厳密に言いますと殖えておる。この数字は極く僅かでありますが、若干殖えております。

○小林政夫君　殖えておるのですけれども、これは買入代金の減少額をお尋ねしてゐるわけなんだが、そこで米のほうは殖えてゐるが、そこに又どうも数字の内訳がよくわからんのですか。

○政府委員(東畑四郎君)　それは大きな減少した原因は大部分は麦でありまして、今申上げました数字が買入費の減少いたしました大きな原因であります。

○小林政夫君　それではあとで数字的に詳しく……

○木村謙八郎君　まだ小林君の御質問残つてゐるようですが、あとで資料によつて又御質問するようですが、そうしますとそれを持つてから質問を終つて採決することになるのですか。

○委員長(中川以良君)　ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中川以良君)　速記を始め

○菊川孝夫君　先ほど長官の説明の中で、酒米とそれから工業用原料米の売渡によつて九億円利益がある、こういうお話でございまして、そうすると酒米でもやつたり石は平均七千五百円で買入れて、そうしてこれの売渡しは一体どういふふうになつてゐるか、それから工業用原料米というのは一体どういふのを指しているか、その数量等を御明示願ひたい。特に問題になるのは、なぜこれをお尋ねするかという

○政府委員(東畑四郎君)　酒米等の予定でありまして、四月から十月までに大体二万七千トン、過去の数字であります。十一月からこの年内に六万トン、十一月から五万八千トン程度を予定いたしております。売却価格が六万三千八百五十三円、これはトンであります。それに對してコストは一応五万四千三百八十七円、なお一月以後若干コスト計算上上りますので、一月以後の分は五万九千五百八十四円になります。十二月までの分は五万四千三百八十七円、一月以後は五万九千五百八十四円に見積りまして、その差額が先ほど申上げました利益になります。酒米等は相当食料としては利益を上げてお渡しをしておるというふうになつております。

○菊川孝夫君　六万三千を五万四千で売ることが安いのか高いかということ非常に問題だと思つております

が、特に六万三千というのはこの食糧としての買入価格で、農家から買う値段であつて、丁度八千七百七十六円に該当するのはこのトンに換算して六万三千円と、こういう意味でござい

○説明員(厚味莊之助君)　今の六万三千八百五十三円と申しますのは、これは一般の工業用原料の売値の建て方の問題であります。おおむね消費者価格の水準でございまして、従つて、普通の配給用のものを政府が卸に売る値段よりは、消費者価格の末端水準でやつておりますから、高くなつております。その高くなつておりますのが六万三千円という数字であります。が、細かく言いますと、六万三千円は各等いろいろなものがありますから、これは平均した数字になつております。

○菊川孝夫君　その六万三千円というのは、工業用も酒米も平均した値段でございまして、大体この工業用というのは、我々素人眼に考えまして、悪い層米なんかを工業用に使うのだからと思ひますが、酒米というのは、昔から、僕らの子供の時から一番優秀な米で、一等品ときまつたものでありますから、その一等品の値段と……、この八千七百七十六円というのは均らしたと思うのですが、それとこの六万三千円というのは酒米にどういふ値段に付くか、こういうことを私はお尋ねしてゐるのです。

○説明員(厚味莊之助君)　具体的に酒米については、おつしやられるようにあれはよい米でありまして、買るときも高く買つております。従つて今申しました数字は、単に工業用……、工業

用にはいろいろ悪いものもあります。予算上は平均して一本にいたして出してあります。その線で見ると行つております。それに對して酒米については買入価格において加算して高く買つてゐるだけは、又高くプラスして売つてゐる。従つてこの数字よりは具体的に売る酒米の値段は更に高くなつておりますが、それは買入値段でも高く買つてゐるので、この計算では両落ちにしておつしやられる通りいい米であります。より高く……

○菊川孝夫君　その具体的な数字を私にお尋ねしてゐるので、今八千七百七十六円という先ほどの長官の御説明のようにな計算をしますと、酒米は石当りにしてどのくらいになるか、それと売渡しをどのくらいになるか、こういうので、それから工業用はどういうことになつてゐるかということをお尋ねしてゐるのであります。

○政府委員(東畑四郎君)　具体的に幾らで売るかということは今ちよつと数字を持つておりませんから平均を申上げたのであります。現実には消費者価格で売渡すものでありますので、基準につきまして中間経費だけは儲かるといふ益になつて現れる、こういうことになつております。

○菊川孝夫君　なぜこれをどう申上げるかという、酒米ならばそれは或る程度、九億の利益のようにあなたのほうでは一応計算しておられますけれども、私はもつとこれはいい米を、而もこれは普通のいい米を買つてを少し上げて得る余地はないかと思つて、そうしますと一般会計からの繰入は少なくて済む。

○政府委員(東畑四郎君)　酒米はこれは政府としては実は格差をきめまして、正式に実は官報に告示いたしまして売却価格もきまつておりますし、買入価格もいい米でありますから、農家から、具体的に若干高く買つております。具体的に幾らという計数はきまつておりますが、持つておりませんからお答えできなかつたのであります。それを原価にして主税局で酒税の計算になるわけでありまして、これを高く売れば繰入の減ることは勿論であります。それと同時に酒のほうの税の関係もありましてそれだけ酒税が、酒税の収入が減ることと同じことでもあります。そういう關係でこれを計算いたしてゐるのであります。

○菊川孝夫君　それは長官の言うのはおかしいのであります。酒税が減るといふよりも、高く売りました場合には当然その酒造業者のほうの、酒屋の小売のほうの手数料が減ると酒屋さんの儲けは少くなる。こういうことにしましたらそういう行き方もあり得るわけでありまして、大体昔から酒屋というのは、これは平均よりは、国民の生活の水準よりは酒造業者というものはちよつと上のほうにあることは、これは常識なんです。だからちよつと考へられる余地は十分あるかと思つて、私一べん調べてみたいという気がする

のであります。だから九億というのほども少いような気がするものであります。○政府委員(東畑四郎君) 食管としましては、酒屋に売るときは中間経費が実はいらぬわけでありまして。普通の消費者に売るときは卸小売を通りまして配給されるのであります。酒屋に売ります場合には中間経費がかかるといふものを、中間経費がかかるといふから、それだけ食管は益が出て来ます。大部分それから益が出て来ます。更に酒米を高く売つてどうするかという問題になつて来ます。これは食管会計の問題でなしに、主税局の税との関係の問題であります。酒屋の關係なり、行政をやつております大蔵省主税局の關係になつております。私どものほうでは食管会計から中間経費のかからないものを、かかつた形で高く売つておりますから、これが主なる益であります。

○菊川孝夫君 ちよつと納得が行かぬのであります。いい米だからして平均よりはこれはもう高く買つているのですから高く売るのは当然です。酒米というやつは、まあ工業用原料のほうは悪いだらうと思ひます。何に使うやつを工業用原料というか知らんが、従ひましてもういい米、より拔きの米、酒造米というのはどうしてもこれは一等米にわかつてはいるのだからして一等米を買つてはいる。この中間経費がかからないとおつしやいますけれども、それは小売だけは要らないかも知れませんが、あとプラスするものは倉庫料それから運送費というものは實際にちつとも変らん、酒米にしてもちつとも変らん、小売の手数料が必要でな

い、こういうことだけの違いだと私は思ひますが、そういう経費もそう大して違わぬと思ひます。○政府委員(東畑四郎君) 一等米、二等米、三等米、四等米という格差は相当見ている。それはいい米を売るときは格差上当然高く売つておりますが、これは予算でありますから、これは平均の単価でお話し申上げてはいるのであります。現実にはいい米は年によつて相当違ふわけでありまして。いい米はそれだけ歩留りがいいわけですから、それだけ高く売つております。ここで中間経費が相当節約できるわけでありまして、益が相当にある。農民から相当高く買つたものは高く酒米を売るといふことであります。

○委員(中川以良君) ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員(中川以良君) 速記を始めて下さい。

他に御発言もないようでございます。が、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○木村八郎君 私時間を急ぎますので先にさせて頂きます。食糧管理特別会計の歳入不足を補つてゐるための一般会計から繰入金に關する法律案に反対いたします。反対の理由は、根本においてこの繰入の背景になつてはいる食糧政策及び農業政策に對する政府側の立場と異なる立場をと

つてゐることがその根本の理由であります。我々の考へたところは、完全奨励金とか或いは早場米奨励金その他の奨励金等を出して一円近い値段で超過分の食糧を買入れるという政策がとられてゐますが、むしろ我々は一般の米価をもう少し引上げて、そして超過供出できるような、富農的な一部の人々を救済するのではなく、全体として米価をもつと引上げて、そして食糧の供出の確保をすべきであるといふ考へ。それから従つて米価七千五百円では少い、一応一万円米価を要求してゐるわけですが、仮にそれが予算上できないとしても、まあ八千五百円くらいには引上げなければならぬ、そのほうが効果的である、こう思ふわけですが。更に又輸入食糧につきましても、米価を政府が今度きめました七千五百円より以上上げることによつて国内の食糧の確保がもつてできると思ひますので、そういう点を考へ併せて見ますと、今の政府のやつてゐる食糧価格政策は、殊に米価政策は非常にまずいのではないかと思ひます。それから消費者価格については我々引上げに反対であります。従つて我々の主張を通せば、むしろもつと赤字補填額は大きくなるわけですが、併しそれは我々はこれを社会保障的な観点から見ているわけですが、そういう意味で我々はこれを解釈しておりますので、それは根本的な立場が違ひますので、本案に反対するわけでありまして。

○菊川孝夫君 私も本案には反対をせざるを得ないのです。なぜかと申しますと、先ほど食糧庁長官からすでに詳しく御説明願ひましたところ、どうして外国の米のほうが日本の米より高い、高づく。石炭にいたしましては、その他の工業製品が今はどちらかと申しますと、日本の品物が高いから輸出は伸びない、こう常識的に言われている。ところが米だけは日本の米が安いといふことは、それだけ農家は安く供出を強要されてゐるということに當面してこの七千五百円が、先ほど木村君が言われましたように、安過ぎるのではなからうか。その証拠には現在この食糧管理の正式ルートに乗らないところの闇米といふものが相當動いてゐる。而も特に氣の毒なのは、米産地の僻地の農家でありまして、それは殆んど消費者価格と同額くらいな、消費者価格以下か、消費者価格と同じくらいで現に自家保有米を売つてゐるような所もある。といひます。ならば、米産地におきましてはこの供出価格だけでは収支が償われないといふことを私ははつきり現わしてゐるのではないかと考へてゐます。ところが都會地の附近になりますと、大分消費者価格よりいい値で農家から取引されてゐる。それで具體的に申しまして、山形や秋田の山の中に参りますと、殆んど消費者価格と同額くらいな闇米が取引されてゐる。こういうことを考へましたときに、もう少し供出価格を引上げるということにいたしましたならば、これらはすべて、すべてとは申せませんが、相当量食糧管理の正式ルートに乗つて来る余地が私にはあるのではないと思ひます。どうせ食糧管理をやつてゐる以上は、成るべく正式ルートにたくさん乗せるようにするのが正しい行き方ではないか。今までのよう

い、高づく。石炭にいたしましては、その他の工業製品が今はどちらかと申しますと、日本の品物が高いから輸出は伸びない、こう常識的に言われている。ところが米だけは日本の米が安いといふことは、それだけ農家は安く供出を強要されてゐるということに當面してこの七千五百円が、先ほど木村君が言われましたように、安過ぎるのではなからうか。その証拠には現在この食糧管理の正式ルートに乗らないところの闇米といふものが相當動いてゐる。而も特に氣の毒なのは、米産地の僻地の農家でありまして、それは殆んど消費者価格と同額くらいな、消費者価格以下か、消費者価格と同じくらいで現に自家保有米を売つてゐるような所もある。といひます。ならば、米産地におきましてはこの供出価格だけでは収支が償われないといふことを私ははつきり現わしてゐるのではないかと考へてゐます。ところが都會地の附近になりますと、大分消費者価格よりいい値で農家から取引されてゐる。それで具體的に申しまして、山形や秋田の山の中に参りますと、殆んど消費者価格と同額くらいな闇米が取引されてゐる。こういうことを考へましたときに、もう少し供出価格を引上げるということにいたしましたならば、これらはすべて、すべてとは申せませんが、相当量食糧管理の正式ルートに乗つて来る余地が私にはあるのではないと思ひます。どうせ食糧管理をやつてゐる以上は、成るべく正式ルートにたくさん乗せるようにするのが正しい行き方ではないか。今までのよう

な強権取締をやるといふことになりまして、ちよつとほうほうに問題が起きて来ると思ひますけれども、でき得る限り正式ルートに乗せるようにしますと、闇の米も食糧管理の正式ルートに乗つて、流れる米も大体見合うやうになつて参つた場合に、闇米といふものの弊害も非常に少くなるだらう。こういうふうに思ひますので、我々としては一万円米価といふことをかねてから主張しておつたのであります。いま一歩そこまで近づけるということになりますと、相當量食糧管理のほうへ乗つて来る。そうすると外国米の輸入もそれだけ少く済むやうになりまして、ドルはほかの材料、原料を買ふほうに廻し得るといふことにもなりますので、今高い外米を買つて、而も内地米より高い外米を買つてこれに補助金を出してやるよりも、正式ルートに乗せることによつて或る程度外米は抑えることができるのではないかと考へてゐる。食糧管理のあり方といひまして、き得る限り正式ルートにたくさん乗せる。そうするには、どうしても買入価格を或る程度引上げなければならぬ。可能だと思ひます。従ひまして現在政府が提案されてゐる繰入金に引きまして百十四億六千万円について、もう少し増加することによつてそれが可能になる。従つてその百十四億六千万円よりも私はもう少し繰入額を増やして、買入価格を引上げることを主張したのであります。遺憾ながら七千五百円といふことで決定して今日提案されましたけれども、我々の主張と相當開きがありますので、私たちは本案に反対する者であります。

○堀木健三君 私改進黨を代表して申

上げたのであります。この食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律案は、その法案自身としては本年度の食糧特別会計の歳入補填の案であり、事務的に見ればそれ自体としては経理上必要だということはいふまでもない。ただ私どもは今詳しくここで理由を申述べます。どうかと思ひます。申述べることとを差控へたいと思ひます。ともかくも私どもは二重米価制度を考へてゐるのであります。生産者には生産を償ふ価格を、そして消費者には現下の情勢から見まして消費者価格を上げないで、行くべきであるという考へ方をしてゐる。今食糧特別会計のいろ／＼な御説明を承りまして、供出数量と米価の問題といふ／＼なものを含めて一つも合理的にこれが処理されてゐない。尤も政府は一方においては米の統制撤廃をモットーとしながら却つて中途半端な食糧政策をとつておるに思ひます。食糧特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律案に反対するものであります。

○松永義雄君 私は賛成するものであ

ります。ただ現在七千五百円では安過ぎるので、これをもつと農家のむしろ救済といふか、そういう点で米価を引上げるべきものであるという希望を持つておるのであります。御承知の通りとかく農林省は肥料の問題について外国には安く売つておるけれども、高い米を買わなければならぬ。外国には肥料を安く売るといつたようなこと

を行なつておるのであります。このように農民の再生産費といふことは常に問題になつておるのですが、農民の負担が軽減され、税金がもう農民には非常に軽くなつておる、こゝ言つておるのですが、これは納められないからさういふふうになつて来たのであつて、むしろ人としては税金が納められるような富の分配を受けるに越したことはないのではありません。要するにこれは米が安いからこゝういふことになつておるのであります。この点は非常に遺憾な点であり、我々は現在の米が農民救済として非常に安いといふことは遺憾であるといふことを申上げて、一応賛成するものであります。

○小林政夫君 縁風会としては、まだ

予算に対する最終的態度が決定しておられませんので、只今堀木君が言われたような二重価格制の御主張を強力に持つておる人もあるし、予算に対する態度がどうなるかといふことがまだ決定しておらないので、この法案については、一応技術的な歳入不足を補填するといふ観点のみから賛成をいたします。後に予算等についての別の態度が出た場合においては、結局歳入不足をもう一回補填しなければならぬということになると、その場合においてはなお別途増額の補填をするようなことが起るかも知れませんが、一応今日の段階においては単なる技術的な補填法案として賛成をいたします。

○委員長(中川以良君) ほかに御発言

もないようでございますので、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(中川以良君) 御異議ないも

のと認めます。それではこれより採決に入ります。食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律案を衆議院送付案通り可決することに賛成のおかたは挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

○委員長(中川以良君) 多数であります。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定をいたしました。なお本会議における委員長の日頭報告の内容は、本院規則第四百四条により、本委員会における質疑応答討論の要旨、表決の結果を報告することとし、あらかじめ御承認を願うことに御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。それから本院規則第七十二条により、本委員長が議院に提出する報告書に付する多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

- | | |
|-------|-------|
| 菊田 七平 | 西川基五郎 |
| 小宮山常吉 | 大矢半次郎 |
| 小林 政夫 | 黒田 英雄 |
| 松永 義雄 | 岡崎 眞一 |
| 伊藤 保平 | |

○委員長(中川以良君) なお本日は午

後二時半より引続き請願陳情に關する小委員会を開くことにいたしました。存じます。

なお、本日は今期の最終日でございますので、本日はこのまま委員会は休憩といたすことにいたします。さよういたしましたして御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(中川以良君) それでは暫ら

く休憩をいたします。
午後一時五十六分休憩
【休憩後開会に至らなかつた】
十二月二十日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、日本専売公社法の一部を改正する法律案(衆)

日本専売公社法の一部を改正する法律案

日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。
第二十三条第五項から第九項までを削り、同条に第五項として次の一項を加える。
5 休職者の給与は、第四十三条の二十一に規定する給与準則の定めるところにより支給する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。
十二月二十日本委員会に左の事件を付託された
一、勤労所得税等減免に關する請願(第一〇一九号)

- (第一〇一九号)
一、元海軍文官の退職賞与中未払額支払促進に關する請願(第一〇二四号)
一、二輪自動車等の物品税撤廃に關する請願(第一〇五〇号)
一、町村議會へ送付する官報等國庫負担に關する請願(第一〇五七号)
一、物品税撤廃に關する請願(第一〇六三三号)

一、物品税軽減に關する請願(第一〇九五号)

- 一、日本専売公社法中一部改正に關する請願(第一〇九六号)
一、揮発油税軽減に關する請願(第一一一四号)(第一一九九号)(第一二〇〇号)(第一二六五号)
一、ガソリン税軽減に關する請願(第一二一五号)(第一二七五号)
(第一二七六号)(第一二九八号)
(第一二六六号)(第一二六七号)
一、酒税引下げに關する請願(第一一一一三号)(第一二六八号)
一、貴石、半貴石類の物品税免稅點設定等に關する請願(第一一六〇号)

- 一、C・P・O納入軍實機等の物品税免除手續に關する請願(第一一七四号)
一、技術使用料等の免稅期間延長に關する請願(第一二二二一号)
一、政府資金の統一運用に關する請願(第一二六九号)
一、帽子の物品税撤廃に關する請願(第一二七〇号)

- 一、勤労所得税軽減に關する陳情(第一二七二号)
一、政府資金の統一運用に關する陳情(第一二七七号)(第三一五五号)
第一〇一九号 昭和二十七年十二月八日受理
勤労所得税等減免に關する請願
請願者 横浜市西区高島通り一ノ二関東地方造船労働組合連絡協議会内、木田富藏

紹介議員 吉田 法晴君
終戦以來既に七年を経過した今日、わが國工業生産水準は戦前を三十一パー

セントも上回り資本蓄積率もまた二十パーセントを上回つてゐるといわれているが、この反面勤労者の賃金水準が戦前の七十パーセント程度にあることは極めて不合理である上に加えて、高率の勤労所得税を課せられてゐるため、これら勤労者は極度に生活難を脅かされてゐるから、(一)所得月額一万五千円まで免除、(二)超過勤務手当の免税、(三)社会保険料金の免税、(四)退職手当金の免税等の措置を講ぜられたことの請願。

第一〇二四号 昭和二十七年十二月八日受理
元海軍文官の退職賞与中未払額支払促進に関する請願
請願者 広島県呉市上平原町五五旧海軍文官退職賞与支払促進地方同盟内 井尻一市外十九名

紹介議員 楠瀬 常務君
旧海軍に文官として勤務してゐた者は、終戦により逐次復員を命ぜられるに当り、海軍大臣の指令によつて退職賞与を支給されることになつたが、この賞与のうち千円未満の端数のみを現金で支給され、同時に銀行定期預金証書をもつて交付された平均千五百円に基いて、連合軍最高司令官の指令に基いて、昭和二十年十一月三十日以後その支払いを停止されたまま今日に至つてゐる。ついでには講和条約の成立によつて連合軍最高司令官の命令が失効となつた今日、該賞与の未払額は、これらの者に早急に支払われるものと思ふから、すみやかに支払いの措置を講ぜられたいとの請願。

第一〇五〇号 昭和二十七年十二月九日受理
二輪自動車等の物品税撤廃に関する請願
請願者 東京都千代田区丸の内二ノ一八(岸本ビル)日本小利自動車工業会理事長 小沢泰代外一名
紹介議員 小野 哲君
二輪自動車は、いふまでもないことはもとより、医者の往診用、犯罪捜査用、郵便および電報配達等の特殊用を除いては、実質的トラックであり、当局もその実情を認め昭和二十五年、これらに対する二割の物品税を一割に半減せられたのであるが、業界の進展を図るため、物品税の本旨と二輪自動車の特種性を勘案し、二輪自動車に対する物品税を撤廃するとともに同じくしやし品でない三輪車用自動車に対する物品税も課税対象から除外せられたいとの請願。
第一〇五七号 昭和二十七年十二月九日受理
町村議会へ送付する官報等固庫負担に關する請願
請願者 鹿児島市山下町自治会館内鹿児島町村議会議長会内 高野季信
紹介議員 西郷吉之助君
地方議会に対する官報は政府に交付を義務付けてゐるもので、当然無償で送付すべきであるにもかかわらず現在地方議会にのみ負担させてゐることは、明らかに不合理、不合法である、官報その他送付を必要と認める政府の刊行物については全額固庫負担にて送付するよう取り計われたいとの請願。
第一〇六三三号 昭和二十七年十二月九日受理
物品税撤廃に関する請願
請願者 東京都中央区銀座西七ノ三養生堂ビル内全国物品税撤廃期成同盟会内 松本昇外八名

物品税法は、戦時中消費増進と購買力の抑制とを目的として特に創設された戦時立法で、戦後物資の出回りが滞りとなり、その消化に悩む現在の現在にお存続してゐることは全くその目的と相反し矛盾するものがあるから、すみやかにこれが撤廃を図られたいとの請願。
第一〇九五号 昭和二十七年十二月十日受理
物品税軽減に関する請願
請願者 東京都中央区銀座西七ノ三(養生堂ビル)全国物品税撤廃期成同盟会内 松本昇外四名
紹介議員 西川甚五郎君 古池信三君
物品税法は、戦時中消費増進と購買力抑制とを目的として創設された戦時立法であるが、ある物については、課税された原料で製造された物品に課税され、同一種目に二重の課税となつてゐるものがあり、一方日常生活不可欠の物品に課税して国民の税負担を重くする等不合理な点が多いから、すみやかに物品税を撤廃せられることを希望するが、撤廃が困難な場合には是非とも税率の軽減および納税期限の延長を実施せられたいとの請願。
第一〇九六号 昭和二十七年十二月十日受理
日本専売公社法中一部改正に関する請願
請願者 東京都千代田区丸ノ内一ノ一国防労働組合中央執行委員長 大和与一外一名

紹介議員 中川 以良君 小林 英三君
公務員に対する年末手当の支給が今国会において審議されているが、日本専売公社法によつて、休職中の職員に対しては、俸給、扶養手当および勤務地手当以外の給金は支給されないことになつており、業務のため精励し、疲労のため病氣となつて、休職してゐる者に対し、年末手当が支給されないことは、不合理であるから、病休中の専売公社職員に年末手当を支給するよう日本専売公社法の一部を改正せられたいとの請願。
第一一一四号 昭和二十七年十二月十一日受理
揮発油税軽減に関する請願
請願者 東京都千代田区丸の内一ノ二興亜石油株式会社社長 野口栄三郎
紹介議員 青山 正一君
わが国経済活動のうち揮発油の動力源として占める役割の重要性と、他の物資に類のない高率の消費税が課せられてゐる点を考へて、石油業ならびに連産業の発展のための、現行税率を半額程度に減税せられたいとの請願。
第一一九九号 昭和二十七年十二月十三日受理
揮発油税軽減に関する請願(七通)
請願者 東京都千代田区丸の内二ノ一四日本石油精製株式会社社長 佐々木弥市外六名
紹介議員 小野 義夫君 境野 清雄君 小林 政夫君
この請願の趣旨は、第一一一四号と同じである。
第一二〇〇号 昭和二十七年十二月十三日受理
この請願の趣旨は、第一一一四号と同じである。

揮発油税軽減に関する請願
請願者 横浜市中区山下町八ス タンダード、ダフキ ユニム・オイル、カンパ ニー内エルマー・エ ル、ベネル
紹介議員 小林 政夫君 境野 清雄君
この請願の趣旨は、第一一一四号と同じである。
第一二六五号 昭和二十七年十二月十三日受理
揮発油税軽減に関する請願
請願者 東京都中央区日本橋馬喰町一ノ一昭和石油株式会社社長 小山九一
紹介議員 入交 太蔵君
この請願の趣旨は、第一一一四号と同じである。
第一二二五号 昭和二十七年十二月十一日受理
ガソリン税軽減に関する請願
請願者 三重県四日市市浜田一、六〇三三重運株式会社社長 加藤茂雄
紹介議員 九鬼紋十郎君
輸送事業にとつて、ガソリンは、電鉄事業における電力に匹敵するものであるが、ガソリン税は、電気ガス税の十倍という重税であり、税負担の均衡上不合理であるから、税率を一割(キロリットル当り二千円)程度に引き下げられたいとの請願。
第一二七五号 昭和二十七年十二月十三日受理
ガソリン税軽減に関する請願(三通)
請願者 福井市御園町八日本通運株式会社福井支店内 本多嶋蔵外五名
紹介議員 早川 慎一君

揮発油税軽減に関する請願
請願者 東京都千代田区丸ノ内一ノ一国防労働組合中央執行委員長 大和与一外一名

物品税法は、戦時中消費増進と購買力の抑制とを目的として特に創設された戦時立法で、戦後物資の出回りが滞りとなり、その消化に悩む現在の現在にお存続してゐることは全くその目的と相反し矛盾するものがあるから、すみやかにこれが撤廃を図られたいとの請願。
第一〇九五号 昭和二十七年十二月十日受理
物品税軽減に関する請願
請願者 東京都中央区銀座西七ノ三(養生堂ビル)全国物品税撤廃期成同盟会内 松本昇外四名
紹介議員 西川甚五郎君 古池信三君
物品税法は、戦時中消費増進と購買力抑制とを目的として創設された戦時立法であるが、ある物については、課税された原料で製造された物品に課税され、同一種目に二重の課税となつてゐるものがあり、一方日常生活不可欠の物品に課税して国民の税負担を重くする等不合理な点が多いから、すみやかに物品税を撤廃せられることを希望するが、撤廃が困難な場合には是非とも税率の軽減および納税期限の延長を実施せられたいとの請願。
第一〇九六号 昭和二十七年十二月十日受理
日本専売公社法中一部改正に関する請願
請願者 東京都千代田区丸ノ内一ノ一国防労働組合中央執行委員長 大和与一外一名

紹介議員 内村 清次君 菊川 孝夫君
公務員に対する年末手当の支給が今国会において審議されているが、日本専売公社法によつて、休職中の職員に対しては、俸給、扶養手当および勤務地手当以外の給金は支給されないことになつており、業務のため精励し、疲労のため病氣となつて、休職してゐる者に対し、年末手当が支給されないことは、不合理であるから、病休中の専売公社職員に年末手当を支給するよう日本専売公社法の一部を改正せられたいとの請願。
第一一一四号 昭和二十七年十二月十一日受理
揮発油税軽減に関する請願
請願者 東京都千代田区丸の内一ノ二興亜石油株式会社社長 野口栄三郎
紹介議員 青山 正一君
わが国経済活動のうち揮発油の動力源として占める役割の重要性と、他の物資に類のない高率の消費税が課せられてゐる点を考へて、石油業ならびに連産業の発展のための、現行税率を半額程度に減税せられたいとの請願。
第一一九九号 昭和二十七年十二月十三日受理
揮発油税軽減に関する請願(七通)
請願者 東京都千代田区丸の内二ノ一四日本石油精製株式会社社長 佐々木弥市外六名
紹介議員 小野 義夫君 境野 清雄君 小林 政夫君
この請願の趣旨は、第一一一四号と同じである。
第一二〇〇号 昭和二十七年十二月十三日受理
この請願の趣旨は、第一一一四号と同じである。

揮発油税軽減に関する請願
請願者 横浜市中区山下町八ス タンダード、ダフキ ユニム・オイル、カンパ ニー内エルマー・エ ル、ベネル
紹介議員 小林 政夫君 境野 清雄君
この請願の趣旨は、第一一一四号と同じである。
第一二六五号 昭和二十七年十二月十三日受理
揮発油税軽減に関する請願
請願者 東京都中央区日本橋馬喰町一ノ一昭和石油株式会社社長 小山九一
紹介議員 入交 太蔵君
この請願の趣旨は、第一一一四号と同じである。
第一二二五号 昭和二十七年十二月十一日受理
ガソリン税軽減に関する請願
請願者 三重県四日市市浜田一、六〇三三重運株式会社社長 加藤茂雄
紹介議員 九鬼紋十郎君
輸送事業にとつて、ガソリンは、電鉄事業における電力に匹敵するものであるが、ガソリン税は、電気ガス税の十倍という重税であり、税負担の均衡上不合理であるから、税率を一割(キロリットル当り二千円)程度に引き下げられたいとの請願。
第一二七五号 昭和二十七年十二月十三日受理
ガソリン税軽減に関する請願(三通)
請願者 福井市御園町八日本通運株式会社福井支店内 本多嶋蔵外五名
紹介議員 早川 慎一君

揮発油税軽減に関する請願
請願者 東京都千代田区丸ノ内一ノ一国防労働組合中央執行委員長 大和与一外一名

この請願の趣旨は、第一一一五号と同じである。

第一一七六号 昭和二十七年十二月十三日受理

ガソリン税軽減に関する請願(十九通)
請願者 熊本市花畑町三三熊本
県トラック協会内 渡
辺幸義外十八名

紹介議員 小野 哲君

この請願の趣旨は、第一一一五号と同じである。

第一一九八号 昭和二十七年十二月十三日受理

ガソリン税軽減に関する請願

請願者 横浜市中区日之出町二
ノ一三〇(交通会館内)
神奈川県乗用自動車協
会内 伊藤福一

紹介議員 曾根 益君

この請願の趣旨は、第一一一五号と同じである。

第二二六六号 昭和二十七年十二月十三日受理

ガソリン税軽減に関する請願

請願者 名古屋市中区千早町二
ノ二二愛知陸運株式会社
社取締役 仲田光三郎

紹介議員 草葉 隆圓君

この請願の趣旨は、第一一一五号と同じである。

第二二六七号 昭和二十七年十二月十三日受理

ガソリン税軽減に関する請願

請願者 埼玉県川越市大字川越
一、五九三武蔵貨物自
動車株式会社社長 桑
田愛三

紹介議員 平沼彌太郎君

この請願の趣旨は、第一一一五号と同じである。

第二二二一号 昭和二十七年十二月十一日受理

酒税引下げに関する請願(三通)
請願者 神奈川県中郡奏野町會
我二、八四七 飯田喜
代治外七十四名

紹介議員 石村 幸作君

正規酒類の供給量は需要に遠く及ばないので推定三百万石の密造酒が生産されており、また勤労大衆は安い酒類を要望しているから、酒類を最低三割引き下げられたいとの請願。

第二二六八号 昭和二十七年十二月十三日受理

酒税引下げに関する請願

請願者 神奈川県足柄上郡岡本
村岩原八八八 保田邦
夫外二十六名

紹介議員 石村 幸作君

この請願の趣旨は、第一一一二一号と同じである。

第一一六〇号 昭和二十七年十二月十二日受理

貴石、半貴石類の物品税免税点設定等に関する請願

請願者 山梨県甲府市桜町二山
梨果水晶商工業協同組
合理事長 米沢良知外
二名

紹介議員 平林 太一君

輸出産業の発展と零細工業の維持を図るため、物品税法中の貴石、半貴石類に適當なる免税点を設置し、室内裝飾用品ならびに身辺細貨類の現行免税点二百五十円を二千円に引き上げられたいとの請願。

第一一七四号 昭和二十七年十二月十三日受理

C・P・O納入軍實機等の物品税免除手続に関する請願

請願者 東京都板橋区志村前野
町一、〇四五第一光學
株式會社取締役社長
工藤武吉外四名

紹介議員 小野 哲君

C・P・O納入の軍實機、軍用引伸機、同部分品および附屬品ならびに現像機付用器具の物品税免除手続が煩雜であるため、日本内地P・Xにおいては免税による注文皆無の状態であり、一方ドイツ製品の進出により日本軍實機がC・P・Oより閉出され国内市場にあふれて大混亂を起している状態であつて、このまま推移すればわが国の代表的輸出産業の一つであつた軍實機工業は再びドイツ品のためにしかも自国内で逐食され逐に崩壊に至るから、C・P・O納入軍實機等の物品税免除手続を簡素化せられたいとの請願。

第二二二二号 昭和二十七年十二月十三日受理

技術使用料等の免税期間延長に関する請願

請願者 東京都千代田区霞ヶ関
三ノ四化学工業會館内
石油精製懇話會内
佐々木弥市

紹介議員 小林 政夫君

日本経済の健全な発達を図るため必要な外国技術の導入に當つて、その技術使用料、特許權使用料等については租税特別措置法第三條の二によつて本年四月一日より十二月三十一日までの間免税措置が採られているが、石油工業の発達ひいてはわが國産業の興隆の見地からこの期間をさらに当分延長せられたいとの請願。

第二二六九号 昭和二十七年十二月十三日受理

政府資金の統一運用に関する請願

請願者 山形県南蔵賜郡万世村
長 我妻泰次

紹介議員 愛知 一君

簡易生命保険及び郵便年金積立金を分離して二元運用を実施することについては、いたずらに行政の複雑化を招来し同一事案について二重の手続を要し無用の労力と失費を余儀なくされる結果となり、しかも起債の増大と何等関係もないのであり、利率の低減も望めず地方財政に何等益するところがないばかりか、かえつて有害であると認められるから、政府資金は現行通り資金運用部において一元的に運用することとが最も適當であると認められるので、この際簡易生命保険および郵便年金積立金の運用に関する法律を廃止するか、または施行を一寸延期せられたいとの請願。

第二二七〇号 昭和二十七年十二月十三日受理

帽子の物品税撤廃に関する請願

請願者 東京都台東区浅草向柳
原町二ノ一帽子會館内
日本フェルト帽子帽体
輸出生産協議會内 井
口軍次郎

紹介議員 黒川 武雄君

帽子の物品税は逐次軽減せられ、現在税率二割、免税点一箇二千円となつてはいるが、いままかような税が残存しているために帽子の需給に対する物心両面の障害が除去せられず業者を苦しめてはいるから、新に税制檢討に當つては一挙に撤廃せられたいとの請願。

第二二七一号 昭和二十七年十二月八日受理

勤勞所得税軽減に関する陳情

陳情者 鹿児島市議會議長 新井
近義

勤勞所得税は他の所得者に比較して税を加重負担しているから、これが是正のため、(一)基礎控除を十一万円とする、(二)勤勞控除を三十一パーセントとする、(三)退職金の基礎控除を三十万円とし残額の十分の二に相当する金額を課税対象とすること等の実現を図られたいとの陳情。

第二二九七号 昭和二十七年十二月十日受理

政府資金の統一運用に関する陳情

陳情者 静岡県伊東市長 太田賢治郎

さきに簡易生命保険および郵便年金の積立金に対する法律が公布されたが、簡保年金積立金を分離して運用することとは、(一)大多數の公共団体が犠牲に供される上、保険勧誘の手先に使われること、(二)資金のわがが增大せず、さらに借用手続が非常に複雑となり、経費も増大すること等の理由により、これが実施のため必要な資金運用部資金法と簡易生命保険ならびに郵便年金積立金特別會計法の改正案にはあくまで反対であるから、この際簡易生命保険ならびに郵便年金積立金の運用に関する法律は廃止せられたいとの陳情。

第三二一五号 昭和二十七年十二月十二日受理

政府資金の統一運用に関する陳情

陳情者 千葉県安房郡神戶村長
飯田義男

この陳情の趣旨は、第二二九七号と同じである。

昭和二十八年二月五日印刷

昭和二十八年二月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局